

東アジアの互助社会

—日本と韓国, 中国, 台湾との互助ネットワークの比較—

恩田 守雄

1. 序

これまで「自生的な社会秩序」として相互扶助に注目してきた。互助慣行は社会結合の最も原生的な姿を示していることが問題意識の基底にある。既存の研究には沖縄の模合（小口金融）と韓国の金融契の比較、契の種類、労力交換のプマシなどの分析はあるが、何故近隣諸国で互助慣行に類似と相違があるのかという点が明らかにされていない。何よりも東アジア全体の互助制度の研究は見られず、ダーウィンが『種の起源』（1859）で唱えた適者生存の自然淘汰に対して、欧州の互助慣行に着目したクロボトキンの『相互扶助論』（1902）以来体系的な研究は少ない。また国や地域の互助制度の相互関係についての研究は皆無である。このような点から本研究は互助制度の国際比較をする先導的な役割を果たす位置にあると考える。本論文は2011（平成23）年度から2014（平成26）年度の科学研究費助成事業の学術研究助成基金助成金による「互助ネットワークの民俗社会学的国際比較研究」（課題番号23530679, 基盤研究（C））の成果（結論）をまとめたものである⁽¹⁾。

研究目的は三つあった（表1-1：「研究計画（目標）」参照）。一つは互助ネットワークについての国際比較（日本と韓国, 中国, 台湾）で、これは行為レベルの研究である。日本の伝統的な互助行為である田植えや屋根葺きの労力交換などのユイ（互酬的行為）、道路整備や共有地（コモンズ）の維持管理などのモヤイ（再分配的行為）、冠婚葬祭の手助けなどのテツダイ（支援〈援助〉的行為）を韓国, 中国, 台湾の互助行為と比較し、その共通点と相違点を明らかにすることが目的の一つである。

二つ目は互助制度の普遍性と固有性の解明及び「社会的移出入」の仮説検討で、これは制度レベルの研究である。相互扶助は行為の志向性から類型化できるが、その表れ方は個々の社会構造によって異なる。各国互助制度の普遍性と固有性を分析することで、相互の影響を移転から捉えた「社会的移出入」や土着の制度との融合（制度の相互

表1-1: 研究計画 (目標)

年度別目標	内 容
2011 (平成23) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・日本と韓国の互助行為 (ネットワーク) 及び制度の比較 ・日本と中国の互助行為 (ネットワーク) 及び制度の比較 ・日本と台湾の互助行為 (ネットワーク) 及び制度の比較 ・韓国, 中国, 台湾の互助制度の普遍性と固有性の解明及び「社会的移出入」の仮説検討 ・「東アジア的互助社会」の分析と「東アジア共同体」の可能性検討
2012 (平成24) 年度	
2013 (平成25) 年度	
2014 (平成26) 年度	

浸透」という動態的な関係にも着目した。中国の朱子が唱えた非常時備蓄の「義倉」(社倉)はベトナムや日本に波及した。日本では島嶼地域が移転の経路となったが、稲作の伝播とほぼ同じ経路(韓国と対馬, 中国と五島列島, 台湾と沖縄の各ルート)が想定される。他方で制度の「共生移転」に対して、韓国や台湾では植民地期日本の隣組や日本語の普及による「強制移転」、また中国では社会主義による互助慣行の強要も否定できない。こうした自生的互助制度の変容も研究の射程に入れている。

三つ目が東アジアの互助社会の構造原理の抽出で、これは社会レベルの研究である。日本の近隣諸国で同種の互助慣行が見られることから、東アジア固有の互助社会の構造の分析を三番目の目的とした。これは日本と韓国, 中国, 台湾に共通する互助行為(ネットワーク)と互助制度から「東アジア的互助社会」を考えることであり、またそれに基づく「東アジア共同体」の可能性について理論的な根拠を与える基礎研究でもあった。この共同体は政治や経済ではなく、共通の互助制度や互助精神から支えられる社会の共同体で互助社会から捉えられるものである。

研究方法は文献調査と現地調査であるが(表1-2:「研究計画(方法)」参照)、現地での聞き取り調査は2011年から2014年まで実施した(表1-3:「現地調査箇所」参照)。日本のユイ(互酬的行為), モヤイ(再分配的行為), テツダイ(支援〈援助〉的行為)に相当する互助慣行に韓国のプマシ, プヨ, プジョ, 中国の換工, 義務工, 繁忙, 台湾の換工, 義(志)工, 繁忙などがあり、また小口金融では日本の頼母子同様韓国の契,

表1-2: 研究計画 (方法)

研究方法	内 容
文献調査	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の互助制度関連の文献精読 ・民俗学及び社会学関連の学術書精読 ・植民地期資料の収集と分析 ・韓国-朝鮮総督府『施政年報』, 『月報』 ・中国-南満州鉄道『調査時報』『満鉄調査月報』 中国農村慣行調査会『中国農村慣行調査』 ・台湾-臨時台湾旧慣調査会『報告書』, 『蕃族慣習調査報告書』 台湾総督府蕃族調査会『蕃族調査報告書』
現地調査	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国, 中国, 台湾での聞き取り調査(農村, 山村, 漁村)

表1-3 現地調査箇所

国	調査年月	調査地
韓国	2011年9月	・全羅南道海南郡玉泉面永信里, 珍島智山面細方里 ・麗水市華井面沙島
	2012年3月	・順천시楽安面東内里, 珍島義新面カゲ里, 新安郡黒山島都草島 ・莞島郡徳牛島, 麗水市金鰲島, 突山島, 濟州島
	2012年8月	・新安郡荏子島, 者羅島, 安佐島, 荷衣島
	2014年9月	・新安郡飛禽島, 莞島郡青山島, 高興郡外羅老島, 麗水市白也島 ・慶尚北道慶州市江東面仁洞里良洞村道 ・慶尚南道河東郡青岩面黒犬溪里青鶴洞
中国	2012年9月	・福建省福清市沙埔鎮抗米村, 福清市海口鎮山前村 ・吉林省榆樹市環城郷福安村福安屯, 徳恵市迎新村一社 ・江蘇省塩城市塩都区藩黄鎮仰徐村, 塩城市葛武鎮董伙村
	2013年3月	・上海市金章県陳東村
台湾	2013年9月	・台南, 台東縣海端郷利稻村, 宜蘭縣蘇澳鎮南成里 ・新竹縣新埔鎮照門里, 桃園縣新屋郷大坡村 ・花蓮縣玉里鎮東豊里楽和里春日里 (アミ族)
	2014年3月	・澎湖縣西嶼郷小門村, 外垵村, 竹彎村, 台東縣緑島中寮村 ・台東縣蘭嶼郷東清村と野銀村 (ヤミ族)
	2014年8月	・金門県金城珍金水里, 花蓮縣秀林郷富世村 (タロコ族) ・南投県魚池郷日月村 (サオ族), 澎湖県望安郷中江村

中国の合会・標会, 台湾の会仔・標会が行われている。さらに頼母子の言葉が韓国の島嶼地域に残り台湾本島の原住民は今も使っていることが現地調査で明らかになった。これは日本統治期の互助制度の移出入を示唆する。なお類似した互助ネットワークから「東アジア共同体」を考える視点は領土問題もあり難しい面があるものの, 島嶼地域の共有地化が想定される。こうした研究で得られた知見について以下順に述べることにする。

2. 東アジアの社会特性と互助慣行

(1) シマ社会としての日本

①日本の互助慣行

日本の村落には各地域によって異なるが, 高度経済成長期を迎える頃まで濃密な社会関係に基づく互助慣行が見られた(恩田, 2006)(表2-1:「日本の互助慣行」参照)。その一つが田植えや稲刈り, 屋根葺きなどで労働力を交換する「互酬的行為」としてのユイ(双方向性の行為)である。その行為特性は「双務性」であり, 二人分の労働力の提供を受ければ二人分のそれを返すという等量等質の交換行為で, 双方が義務を負う対等な社会関係に基づいている。これには「個人的ユイ」と「集团的ユイ」があり, 前者は単独の世帯間での双方向の行為だが, 後者はユイ組内の一軒に対して順に労働力を提

供する行為でグループ内で回す仕組みである。

モヤイ（中心性の行為）は山や海、川など共有地（コモンズ）の維持管理や道路補修（ミチナオシ）、溝の清掃（ミゾサラエ）などの村仕事で見られ、労働力を集約しその結果得られた成果（財やサービス）を分かち合う「再分配的行為」である。すなわち様々な行為をいったん中央に集約し、その集合的行為の成果をメンバー間で分配する。換言すれば、その一員である限り集団としての義務を伴う「集務性」をもつ行為である。村仕事は村民の義務で不参加者は過怠金を科されることが多い。モヤイには労働力を提供する「労力モヤイ」、モノに関わる「物品モヤイ」、貨幣を対象とする「金銭モヤイ」がある。地域社会の共同作業はその分配の恩恵を村民全体が受ける「労力モヤイ」であり、「物品モヤイ」は農産物を、「金銭モヤイ」は一定のカネを持ち寄りメンバーで順に分配するが、後者は頼母子や無尽の小口金融として知られている。貨幣経済が浸透するまでは米などの現物で行われた。なおモヤイ田は農民が共同で借地料を出して借り、毎年交代で田植えや稲刈りの労働力を提供して順番に収穫を得る仕組みである。モヤイ島は生活困窮者や地域社会のために活用する共有地としての島である。

テツダイ（一方向性の行為）は冠婚葬祭の世話や天災地変のときの救助活動など、片方だけが務めと感じて相手から返礼を求めない「片務性」の「支援（援助）的行為」である。特に冠婚葬祭の「葬」では「不幸帳」や「見舞帳」をつくり、後日の返礼に備え記帳することが多かった。このテツダイもユイやモヤイ同様対等なヨコの社会関係を前提にするが、かつての地主と小作人、主人と奉公人の関係など従属的なタテの社会関係に基づく場合もあり、特定の務めに対して見返り的な援助を受けることがあった。

こうした日本の互助行為は「組」や「講」という組織を通して行われた。前者は主として世帯単位で加入が事実上義務づけられるフォーマルな組織で、後者は個人単位で加入が任意のインフォーマルな組織である。「組」は近隣の地縁関係を中心につくられ、地域の自治組織の多くが互助組織として機能したが、田植えや稲刈り、屋根の葺き替えなど相互に労働力を融通し合う数世帯単位でユイ組など独自につくられることがあった。特に注目されるのは主として未婚の男子が加入する若者組で、この組織を通してメンバーは村落の掟を学び一人前の成人としての役割を身につけた。またその労働力は村仕事や災害など非常時に活用され互助組織として機能した。これに対して「講」は頼母子講という呼び名からわかるように、小口金融の名称（経済講）と結びつくことが多かった。しかしその淵源は宗教的な組織（宗教講）で、教団を維持するため集められた資金がやがて信者の救済に使われ、後に有利子あるいは無利子の小口金融の呼び名として転用され、無尽や頼母子の行為と「講」が結びついた。宗教講は現在も各地で土着の信仰を集めた伊勢講や富士講の組織名に残る。なおユイ組ではなくユイ講は屋根葺きに際して順番に茅を持ち寄り葺き替えが後になる者がそれだけ多く利息としての茅を受け取る頼母子講の性格をもつ組織であった。

表2-1：日本の互助慣行

互酬的行為	再分配的行為	支援（援助）的行為
<ul style="list-style-type: none"> ・ユイ ・等量等質の労力交換 ・田植え、稲刈り、 屋根の葺き替え、 味噌・豆腐づくり 粉ひき、餅つきなど 	<ul style="list-style-type: none"> ・モヤイ ・共同作業 一家から一人出る村仕事 出ないと過怠金の支払い ・道路修繕（ミチナオシ）、 溝の清掃（ミヅサラエ）他 ・共有地の維持管理と活用 ・資源の分かち合い ・モヤイ田、モヤイ島 ・小口金融 ・頼母子、無尽 	<ul style="list-style-type: none"> ・テツダイ（カセイ、スケ） ・相手から見返りを期待しない行為 ・対等なヨコの互助関係 ・有力者との間で見られる タテの互助関係 ・慶事と弔事の手助け ・若者組の手助け

②シマ社会の原理—開放性（包含）と閉鎖性（排除）

日本社会の特性から互助関係を考えるとき「シマ社会」の原理を指摘しておきたい⁽²⁾。シマ社会の原理は島嶼地域という風土に基づく開放性と閉鎖性という社会特性を示し、社会的包含（social inclusion）と排除（social exclusion）を特質とする。家族の親子関係を基調とした感情融合（心理的安定機能）と社会化（子供を大人にする機能）というタテの社会関係に示されるイエ集団と村落の近隣関係を基調とした連帯と共生というヨコの社会関係に表れるムラ社会の両原理が日本社会に見られる（恩田, 2006）。これらを互助社会の内部環境の特性とするなら、シマ社会の原理は島嶼という位置関係から生まれた互助社会の外部環境をめぐる特性と言えよう。イエ集団とムラ社会の各原理は家族や村落の特性から導かれるのに対して、シマ社会は地理的特性に基づく。

このシマ社会はローカリゼーションという閉鎖性（排除）とグローバリゼーションという開放性（包含）という相矛盾した両特性をもつグローカリゼーションで示される。日本人は「島国根性」をもつと言われてきたが、開放的でむしろ進取の気性に富むところがあった。シマ社会がもつ本土の「防波堤」として排他的な面と外部のものを受け容れる包含的な面は相互扶助においてもウチ向きの仲間だけを対象にしてソトに対する冷たい拒絶と地域外の人ももてなす温かい包容に表われる。それは漁に出ない女性や子供、高齢者にも獲れた魚を配る代分けしろに見られ、その一方遭難者がいれば国籍を問わず救援活動を行った。特に辺境にある島は中央から目が届かない分外部世界に開かれていた点に留意する必要がある。それはまさしく「周辺」にあっても「辺要」としての生活が営まれてきたことを意味する。シマ社会では本土以上に現在もまだユイやモヤイ、テツダイという伝統的な互助慣行が色濃く残っているところが多い。

小笠原諸島のような移住によって生まれた社会は元の帰属社会によって互助慣行に違いが見られる。明治政府の領有宣言以前の1830年以降入植した欧米系島民（在来島民）の子孫、明治以降八丈島から移住し戦前から住む旧島民、返還後住み着いた新島民という旧社

会に加え、赴任族として期間限定で来る居住者、マリンスポーツを始めとするレジャー志向の若い世代から成る父島では、単純に閉鎖性（排除）と開放性（包含）の二つの社会特性では捉えきれないところもある。これはシマ社会としての一体性に欠けるからで、父島はミニ東京としてマチ社会的な要素も少なくない。しかしそれぞれの移住社会では戦前の欧米系島民と旧島民間で生活するためお互い助け合うことを誰もが了解していたに違いない。寄港や漂着で島外民に対して支援の手を伸べてきた多くの島の歴史から、島自体がその大きさに応じて互助ネットワークの結節点として機能した点にも注目したい。

③日本の互助社会—モヤイ島に見る互助ネットワーク

日本の社会はイエ集団がもつタテの社会関係（親子関係に基づく感情融合と社会化）及びムラ社会がもつヨコの社会関係（近隣関係に基づく連帯と共生）から規定されが、ここに地理的な社会特性としてのシマ社会が加わることで互助社会の構造がつくられる。特に「シマ国日本」という点から捉えるとき、モヤイ島は重要な意味をもつ。それは広義には島自体が一つの共有地（コモンズ）であることを意味すると同時に、狭義には親島の属島として共有地を資源として分かち合う点である。島という隔絶した自然空間と人々が肩を寄せ合う社会空間から島民の強い相互扶助が生まれたのは当然であった。自力更生のモヤイ島として知られる長崎県小値賀町^{おぢかちちょう}の大島の救貧制度はその典型であり、共有地を有効活用した島民の「生活の智慧」が読み取れる（恩田, 2006）。属島の宇々島は大島島民の総有地で、生活困窮者が自己申告して島に渡る仕組みは近世平戸藩の頃からあったとされる。宇々島を見渡す大島の小高い丘にある「自力更生」の碑が島の生活に対する矜持を示している。それは単にモノやカネを出して困窮者の生活を支えるのではなく、貧者自身が自力で生活を更生する仕組みである。これは誰もが豊かになる高度成長期に入ると衰退したが、「自力更生」の知恵は後世に語り継がれていくだろう。親島が属島でのアワビやサザエなどの独占的な採取権を困窮者に与え牧草地の資源の利用を認める行為は島民にとって必ずしもその順番がくるわけではないが、島民である限りその機会が与えられる点で再分配的行為のモヤイに相当する。

島根県旧佐香村^{さか}（現出雲市三津町）の7つのノリ島も既得権益のある4島を除いた3島で入札金を自治会に納め、この島床代が地区の土木事業や警防・防火施設の整備、破天荒の人夫の動員、神社の諸費用に支出された。ノリ島は地元の神社有だが、地区共有で利用する実態は採取権を分け合うモヤイ島と言える。特定の年齢層で所有する島もその年代で分かち合うモヤイ島であり、熊本県天草郡旧御所浦町^{ごしょうら}（現天草市御所浦町）の牧島近くの困窮島はかつて旧龍ヶ岳町民の個人所有の島だったが、その入会権を横浦島の青年団に分け与えてから登記上は横浦組、今の御所浦町横浦区所有の共有地（コモンズ）としてその青年団が周囲で漁をし、ワカメやアオサ、フノリなど海藻類を採取し島の薪を伐採してきた。青年団が島の資源を独占利用したため、横浦島では「青年ヶ島」

と呼ぶ人もいた。青年団が島の周囲の収穫物の売り上げを組織の活動資金に充て島民間で富を再分配した点で、共有地としての資源を分かち合うモヤイ島と言えるだろう。このように年齢階梯の利用名がついた島は島根県出雲市大社町の日御碕周辺でも「婦人部の島」があり、獲れた海苔を地区の婦人で平等に分け合った。沖縄の鳩間島や黒島は西表島の一部に共有地をもち必要な材木を伐採し、またそこに田地をもっていた。両島の地域住民にとって資源が豊富な西表島の一部がモヤイ島として機能した。

島だけでなく、本州内陸部でも生活困窮者が田畑の肥料や牛の飼料のため採草山に入り生活を立て直す「山上がり」の仕組みがあり、これもモヤイの「再分配的行為」として捉えることができる。島根県石見地方では困窮者を共有林の片隅に移住させる仕組みを「所直り（山のぼり）」と言い、文字どおり村所有の山に登り自力更生して復帰する制度はモヤイ山であろう。このように日本の社会は物品モヤイや金銭モヤイのようにモノやカネで短期的に援助するモヤイに対して、共有財産を活かして地域住民の自立を促す中長期的な支援制度として「生活更生島」や「山上がり」があり、いずれも共通するのは共有地（コモンズ）を活用する点で、地域住民の生活水準を常に一定に保つ仕組みである。その総有地が島であろうと山であろうと、住民が生活のため誰もが平等に共有地を利用できる制度を考え、自力更生という各自の能力に応じて成果が得られる公平なシステムを創り出してきた点に注目したい。これらの仕組みは地域住民に限定する閉鎖性（排除）をもつが、他の住民にも手を差し伸べる開放性（包含）をもつ互助社会から生まれた。

（2）半島社会としての韓国

①韓国の互助慣行

鈴木の前戦中の朝鮮と1970年代の伊藤の先行研究を踏まえ、植民地期朝鮮について朝鮮総督府の互助関連の文献を精読するとともに、半島部の農村や島嶼地域について主に全羅南道で聞き取り調査を行った（恩田, 2012）。朝鮮半島の代表的な互助行為として互酬的行為としてのプマシ、再分配的行為として共同労働のドユレやブヨ、互助組織としての契、支援（援助）的行為のプジョなどがある。これらを日本のユイ、モヤイ、テツダイと比較してその相違点と類似点を明らかにした（表2-2：「韓国（朝鮮）の互助慣行」参照）。

朝鮮では婚葬具や墓地、倉庫、水車、消防機、石臼、弓射場、集会所などの共有が行われ、また山林や池沼などの共有地があり（善生, 1933, 76-78頁）、それなりの維持管理がされてきた。戦後は共有地（コモンズ）としての属島を小学校に付与して自由に海産物を採らせその販売代金で子供たちの学費に充当する、あるいは共同所有する漁村がその島の海産物を採取して必要な費用を捻出するモヤイ島がかつて存在した。その一方で日本同様互助慣行が生産及び生活様式の近代化（機械化、都市化）により衰退しているが、契は現在も互助組織として多様な形態が見られる。こうした韓国の互助慣行はタ

表 2 - 2 : 韓国 (朝鮮) の互助慣行

互酬的行為	再分配的行為	支援 (援助) 的行為
<ul style="list-style-type: none"> ・ プマシ ・ 礼節としての労力交換 ・ 田植え, 稲刈り, 麦刈り ・ 屋根の葺き替え ・ 草刈り, 除草, 薪取り ・ ニンニク, 白菜, トウガラシ, タマネギなどの畑作 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドゥレ (ツレ) ・ 共同作業 ・ 合理的な労力配分と成果に応じた富の再分配 ・ 超過労働への賃金支払い ・ 田植え後の草刈り, 堆肥の山草刈りなど ・ プヨ (プヨ) ・ 村仕事 ・ 一家から一人出る (扶役) ・ 井戸の掃除, 道普請, 崖崩れの修復, 堤防の補修, 海岸の清掃 ・ モヤイ島 ・ 漁獲域の割り当て (割地) による合理的な資源配分と公平な富の再分配 ・ 地域社会のため属島活用 (小学校の学童支援) ・ 小口金融 ・ 多様な契 	<ul style="list-style-type: none"> ・ プジョ (プジョ, プジェ) ・ 無償の支援 (贈与) ・ 不幸があった家への贈与 ・ 有力者の新築の手助け ・ ドウム (ドゥンダ) ・ 無償の支援, 助力 ・ 儒教精神に基づく青年の高齢者に対する手助け (青年会や女性会の活動)。 ・ コンクル ・ 有償, 無償の支援 ・ 除草 (有償), 重病や初喪 (無償) の手助け ・ プゲン ・ 無償の支援 ・ 家の建築や病人の家, 困窮家庭への手助け

テとヨコの社会関係から規定される。その制度的特徴としてタテの歴史的系譜に基づく門中の共助は大きく、サンジキ (山持己) の制度による生活困窮者への土地の貸与など、門中内の互助ネットワークが強固に張り巡らされている点は日本との大きな違いと言える。また同じ地域社会に住む隣保意識や離れていても類 (親) 縁意識から多様な契で住民間や仲間内の連帯と共生を生み出している。

契は集団を指す言葉だが、それは金銭や物品を出して再分配する行為を内包する点で日本のモヤイに近似する (表 2 - 3 : 日本の組 (講) と韓国 (朝鮮) の契) 参照)。契は一種の組合であり、「同一目的の下に一定の規約を設けて組合を作り、互いに多少の金品を拠出して資本と為し、或は経済上の福利を増進し、或は社会共同の利益を計る」目的をもつ (善生, 1926, 1 頁)。その目的の範囲は殖産産業の発達, 地方自治の改善, 教育知識の普及, 風教道徳の向上, 勤儉貯蓄の奨励, 金融物品の融通, 隣保相互の扶助, 同族同宗の和親, 同郷同業の強調, 趣味娯楽の一致」などとされる (同上: 1933, 590-607頁)。社会生活に必要なあらゆる領域にわたる⁽³⁾。朝鮮総督府発行の1943 (昭和18) 年の『調査月報』に執筆した鈴木は朝鮮の契が日本の講によく似ている点を報告している (鈴木, 1958)。しかしその組織と機能で圧倒的に朝鮮のほうが多く、洞契のように道路整備や学校建設, 社会事業, 祖先祭祀などの公助から共有地 (コモンズ) や水利, 井戸の管理や冠婚葬祭の準備などの地域住民が協力する共助, また各個人の娯楽や貯蓄目的の自助に至るまで様々な生活場面に契は浸透している。葬儀では道具類を共同で使

表2-3：日本の組（講）と韓国（朝鮮）の契

日本の組（講）	韓国（朝鮮）の契
<ul style="list-style-type: none"> ・組—フォーマルな互助組織 <ul style="list-style-type: none"> ・ユイ組, 不幸組, 葬式組, 若者組, 娘組など ・地域住民である限り加入が求められる組織 ・講—インフォーマルな互助組織 <ul style="list-style-type: none"> ・宗教講 ・経済講（頼母子, 無尽） ・地域住民として加入が事実上求められる準フォーマル組織 ・集団内の行為特性 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒト（労働力）, モノ（物品）, カネ（資金）を集約する再分配的行為 	<ul style="list-style-type: none"> ・契—フォーマル性とインフォーマル性双方の要素をもつ互助組織 ・目的—公共事業, 産業振興, 貯蓄, 親睦, 娯楽 ・フォーマルな契 <ul style="list-style-type: none"> ・洞契, 門（中）契, 美俗契, 水利契, 松契, 殖産契, 同業契（漁業契, 農契）など ・インフォーマルな契 <ul style="list-style-type: none"> ・金融契, 貯蓄契（契田の共同購入による収益の分配）, 穀物契（米, 麦, 豆）, 婚葬契, 親睦契, 物品購入契（食器契, 発動機契）など ・集団内の行為特性 <ul style="list-style-type: none"> ・ヒト, モノ, カネを集約する再分配的行為 ・儒教倫理に基づく集団の秩序

用する葬式契, 婚礼では出資して衣装を借りる結婚契など, いったん中央にモノ（物品）やカネ（資金）を集めそれらを分け合う点は共通する。人が集まるところで契が行われ, それが人と人とのつながりや絆を形成している。

②半島社会の原理—個人主義（大陸社会）と集団主義（シマ社会）の併存

韓国の契約組織として個人が契と結ぶ関係は日本のように個人が集団の中に包含される度合いは強くなく, それはゆるやかな（柔らかい）集団としての個人主義を持ち合わせている（恩田, 2012）。日本では個人の論理より組織のそれが優先されるが, 韓国は組織（契）の論理に対して平等互惠の契約に基づく個人が尊重される。しかしその一方で子が親の葬儀の支出に備えて契に入るように, そこには強い儒教精神が作用している。不慮の死に対して地域社会全体で備える日本の集団主義に対して, 韓国では個人間の互助ネットワークで支えるところがある。

ウチとソトを区別する共属感情が村落単位とは言えない点は中国も同じだが, 年功序列のタテの社会関係に基づく集団としての互助関係は門中で強く見られる。このフォーマルな血縁関係（階層原理）は同じ一族の者を救済するため墓地の維持管理をすることで共有地を利用できるサンジキの制度に表れている。この門中のウチ社会に対して契は門中外という意味でソト社会でのヨコのインフォーマルな非血縁関係（平等原理）を中心に機能していると言ってもよい。日本の組（講）に相当する契への利用状況から判断すると, 個人が複数の契に入り様々な互助ネットワークが形成されている。単独では牛を購入できない細農が集まり契金を供出して順次成牛または小牛をもつ牛契など, 現在東南アジアの途上国で行われている牛銀行の仕組みがかつて見られ, こうした自生的な互助慣行が地域社会を支えてきた。契は地域住民としてその参加が事実上強要されるも

のもあるが、あくまでも個人の自発的な意志に基づき、規約の多くは明文化されない不文律でこの点は日本と同じである。親睦友愛、貯蓄奨励、消費節約、勤勉励行、学事奨励など生活改善的な契もあったが、これは日本の村落での風紀改善の生活運動に類似する。このような公助的な契は家族単位の加入も少なくないが、個人のネットワークが圧倒的に多い。今後は情報化によってますますネットを利用した個人単位の契が増えるだろう。

半島社会は集団としての相互扶助に加え個人単位の互助ネットワークが張り巡らされ、集団の強制を緩和するように自由な個人のネットワークが、また個人では不足する領域で集団のネットワークが機能している。特に前者の個人レベルは資金の利殖を目的とする金融契に代表される。それは共同で基金を積み立て契員に低利で融資するが、仲間以外には比較的高利で貸し付けて配当を契員で分配する。日本の親頼母子のように特定の困窮者を救済する契は少なく、契員相互の扶助を目的とするものが多い。このように韓国は個人主義と集団主義が併存している。これを半島という地理的な特性から見ると、全羅南道の島嶼地域は集団としての一体感が強いシマ社会だが、半島は大陸に続く分個人志向が強い。この大陸社会の個人志向とシマ社会の集団志向から韓国は大陸と海につながる「半島のシマ社会」として捉えることができるだろう。これは後述するように、原住民とは異なる台湾人が中国大陸の影響を受けた「大陸のシマ社会」と対照的である。

③韓国の互助社会—儒教倫理と互助ネットワーク

儒教に基づく長幼有序の倫理が支配的な韓国では、タテの社会関係では目上の者に対する尊敬は当然の行為とされ、ヨコの対等な関係では各自の個人生活が尊重される。同じタテの系譜につながる同族として門中内の互助関係は強く、地域社会における上下の身分や長幼の関係を重視する儒教意識と結びつきやすい。その一方で同族の帰属意識でつながりつつヨコの門中意識でも強固な互助関係がつくられ、サンジキの制度による生活困窮者への土地貸与などの互助ネットワークも機能している。こうして儒教的道義による秩序の維持に加え、同族（門中）の平等互惠の互助意識に基づく共同社会がつけられてきた。この点日本の同族（親戚）の血縁意識以上に強いものがある。

他方で同じ地域社会に隣保の地縁（同郷）意識あるいは同窓などの類縁意識からヨコの互助関係が生まれている。プマシの労力交換や共同作業、葬儀の手助けなど、様々な生活領域で互助関係が見られ、それらの多くは互助組織としての契を通して行われてきた。同族においても門中契がつけられたが、門中以外の社会関係では多様な契がヨコの互助ネットワークとして機能している。さらにヨコの互助関係だけではなく、地域の有力者の庇護によるタテの互助関係もあるだろう。同族（門中）が意識されないところでは地縁（類縁）関係としての仲間意識が様々な契を通して強化されてきた。

以上のように同族意識と隣保意識にはそれぞれタテとヨコの互助関係が想定されるが、

あえてその両意識の特性を際立たせると、同族として門中のタテの社会関係と隣保として地域住民あるいは類縁の仲間としてのヨコの社会関係のバランスのうえに韓国の互助社会がつくられていると言えよう。当然地域によって大きく異なり、儒教倫理を早くから受け容れた中部から東南部の内陸部では、両班層と常民層が明確な地域で両階層間にパトロン・クライアント関係による共生がある一方、同一階層内ではヨコのネットワークが逆に強いとされる（伊藤, 1977ab）。常民層中心の雑姓部落では相互に生活を支える契が重要な役割を果たしたが、有力な地主層や両班層が形成されることが少なかった島嶼部では階級意識が弱く、それだけヨコの互助関係に基づく地縁（類縁）意識が重要であった。両班だけが入る学契、両班と常民がともに加入する洞契、庶民だけが入る喪布契などがあった。いずれも儒教倫理が浸透しているが、この儒教倫理と父系血縁の原理が結びつきやすい門中社会では同族間の強い互助ネットワークが見られるのに対して、地縁関係のムラ社会や類縁関係のマチ社会では住民間や仲間内のセーフティネットが様々な契を通して張り巡らされてきた。こうした相互扶助は広く世界の人間に恩恵を与える「弘益人間」という韓国の建国理念に照らしても理解できるだろう⁽⁴⁾。

（3）大陸社会としての中国

①中国の互助慣行

中国では主に東北部と上海近郊の農村で聞き取り調査を行い、その結果日本のユイ、モヤイ、テツダイに相当する中国の換工、義務工、帮忙があることを確認した（表2-4：「中国の互助慣行」参照）。しかし家族構成に応じた土地の使用権が付与され、家族内で労働を調達できるため労力交換は少なく、必要なときは賃労働による雇入れが多い。しかも社会主義による公助が強く、地域社会内の共同作業が少ないこともわかった。社会主義建国以前の農村社会には地域住民間の支え合いとして互助慣行がそれなりに機能していた点は植民地期の南満州鉄道の『調査時報』や『満鉄調査月報』、中国農村慣行調査会の『中国農村慣行調査』から推測される（恩田, 2013）。これらの資料から換工や共同作業、小口

表2-4：中国の互助慣行

互酬的行為	再分配的行為	支援（援助）的行為
<ul style="list-style-type: none"> ・換工 ・栽培と収穫の労力交換 ・ナス、セロリ、じゃがいも、ピーマンなど（吉林省） 	<ul style="list-style-type: none"> ・義務工 ・共同作業 <ul style="list-style-type: none"> ・冬の雪かき作業（吉林省） ・各世帯から提供する共同出役 ・出ないと過怠金を払う。 ・合会（会）、標会 <ul style="list-style-type: none"> ・小口金融（福建省など） ・東北部（黒竜江省、吉林省）の農村は少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・帮忙 ・葬式や結婚式などの手助け

金融の合会、冠婚葬祭の帮忙は自生的な社会秩序として捉えることができる。しかし中国の互助慣行は家族を基調とした個人主義が強く（家族的個人主義）、その後の社会主義の導入に伴い国家の公助が強くなると、地域住民の共助は日本及び韓国よりもさらに弱くなったと言えるが、共同体意識に基づく支え合いは冠婚葬祭などにまだ見られる⁽⁵⁾。

1950年代末に数個の「高級合作社」からつくられ政経一体の農村行政単位の人民公社はその一つに5千個あまりの農村が所属し、十数個の生産大隊に構成された当時の様子は鄭義の『古井戸』(1985)の小説に老井村として描かれている。舞台となった太行山タイハンの奥深いところを流れる青竜河チンロンが汾河フエンに合流した山麓の谷にある老井村はかつて一家族ごとに小旗をつくり森の縄張りを決め、火を放って山を焼いては畑地にして種を植えてきた。その旗は切り開いた土地を自らの所有地とする目印であり、春の鋤入れや種まきするとき畑の中央にたきぎの灰をまいて「口」や「井」,「田」の字を書き自らの所有を明らかにした。これは先祖が切り開いた土地のしきたりを描写しているが、農業生産協同組合としての合作社が導入されるまでこの慣行が見られたとされる。

人民公社時代の生産大隊による集団管理体制の実態は、たとえば井戸掘り班による井戸浚い（イドサラエ）をめぐる公社や大隊支部の書記、あるいは県の井戸掘り部隊が登場する場面で知ることができる（鄭義, 77-96頁）。そこでは人身事故に遭いながらも、困難な工事を老井村の共産党支部が敢行する様子が描かれている。この人民公社時代から1980年代以降の各農家単位による生産、分配及び経営の個別管理に移行する過程で、しだいに市場経済化の波の中で逆にミゾサラエやイドサラエのような共同作業への関心が希薄になった点は看過すべきではない。これは極端な集団化から過度な個人経営化へと向かった振り子の反転と言える。その一方でこの生産大隊が井戸掘りで亡くなった家族に対して生活保護世帯（衣食住、医療、埋葬の保障）の待遇を与え終生養老手当を給付することなどが述べられ、当時の公助が「五保制度（五保戸扶養制度）」（食糧、衣類、住居、医療、葬儀の各保障）としてそれなりに機能していたことがわかる（王, 掲, 羅, 2003）。

②大陸社会の原理—家族単位の個人主義（村落の中の家族〈同族〉共同体）

中国の社会は「家族主義」（家族主義的共同体）、特に擬制的大家族主義に規定され、共同体を歴史的概念として捉える者が少なくない（旗田, 1973）。本稿では共同体を階級分化の産物としたり、共同体内部に専制主義を見るという歴史的發展から捉えるのではなく、そこに互助慣行の原型が示されるという視点から取り上げている。中国の村落は個々の家族の結合が強く村落全体のまとまりはそれほど強くないと言われる。独立した家族共同体であると同時に、同じ祖先につながる同族共同体が存在し他家族ともゆるやかにつながる互助ネットワークを構成している。これは家族、親戚（同族）単位の集団主義であり、他の集団に対しては個人主義と言えるだろう。すなわち同族集団内の凝集性は濃密な親族関係に示され、特定の共属感情に基づく閉鎖性と同時に帰属集団以外で

は協力関係が少ない個人主義が散見される。しかし社会主義が「集団の中の個人」意識のうち集団志向を強めることでこの「私人主義」を弱めてきた。ここで言う集団は村落という地域社会また組織や国家のような機能集団を意味する。

社会主義のもとでは国が決めた公有地とは異なる地域住民の総意に基づく入会地の存在は希薄である。これは土地の自生的な利用があるところで、農業合作社という上からの強制的な土地の区分と利用の仕方がもたらした結果である。家族（同族）共同体がもつ地域住民の生活の知恵から生まれた土地利用の仕方が社会主義の強制的なそれによって共助の物質的基盤であった共有地（コモンズ）を消失させ、自発的な共助を弱体化してしまったと言えよう。農村社会の共助の弱体化は満州国時代の自生的な互助慣行の残滓が至るところで見られた当時と比べると、互助慣行衰退の度合いは大きいことがわかる。聞き取り調査の範囲では社会主義による公助への依存が強く、個人の利益にならないことはしない意識が浸透している。

中国の農村社会ではもともと「個人の中の集団」意識よりも「集団の中の個人」意識のほうが強いように思われる。このため社会主義という人為的な上からの統制による共同作業を奨励した集団化の弊害を是正するため、一定の農産物を納めた後に余剰農産物の自由処理によって私益のインセンティブを高める制度を導入したものの、それがかえって集団的な互助慣行への関心を希薄にしたと考えられる。これに加えて市場経済の導入による個人志向が強まり、「個人の中の集団」意識がさらに弱くなった。このように「個人の中の集団」意識は社会主義によって過剰に強化され、「集団の中の個人」意識は市場経済の導入によって極端に刺激された。今後社会主義による公助と資本主義による自助（私助）への依存が強まる中で、どう共助を取り戻していくかが課題である。それは健全な互助社会のあり方を問うことでもある。農村に秩序と安定を与えてきた互助ネットワークは本来公助、共助、自助の健全な三位一体によって成り立つものであった。

③中国の互助社会—「社会主義市場経済」の互助ネットワークへの影響

社会主義建国以前の農村社会では地域住民間の支え合いとしての共助がそれなりに機能していた。換工や共同作業、共有地の活用、小口金融の合会、冠婚葬祭の帮忙に見られるように、自生的な社会秩序が存続していた（恩田, 2013）。現在の「社会主義市場経済」は二重の意味で互助慣行の衰退をもたらした。第一に社会主義による人為（作為）的な強制互助組織の強要による衰退であり、それは自生（不作為）的な互助慣行として共感に基づく人間の自然本性的な行為を義務的行為へと変容させた点である。これは公助の領域が拡大し共助が縮小することを意味した。この社会主義の純化路線は毛沢東の開発路線（1956～76）や人民公社によって先鋭化し、その後1978年以降鄧小平による市場型戦略で転機を迎えるが、この転機がまた二つ目の互助慣行衰退の要因につながる。それは市場経済の浸透により財やサービスの購入が進むことで自助による私益志向の行

為が助長され、相互扶助の意識が希薄化し共助の領域が等閑視された点である。これらは互助社会から見た中国社会の変容である。

「社会主義市場経済」では社会主義以上に本来農村社会にあった伝統的な互助慣行がさらに見えにくい⁽⁶⁾。社会主義の公助の対極に市場原理に任せる資本主義の自助があるが、その中間領域としての共助が脆弱な状態にある。この点自助が強すぎるために生じた格差を是正しようと市民力としての共助が見られる日本とは異なる。共同作業のインセンティブが働かないほど公助が強くなり、また家族を単位とした個人志向が資本主義によりさらに加速され共助の意識自体が覆い隠されたと言っても過言ではない。しかし公助だけですべて対応できるわけではなく、その漏れた領域で共助の存立する意味は大きく、筆者の聞き取り調査と新中国以前の過去の互助慣行の資料から判断する限り、共助の復権が農村社会の新たな発展につながる可能性があるように思われる。現在の合作社（協同組合）の多様化はこの農村自身の新たな取り組みを示すとともに、伝統的な家族（同族）共同体に欠けていた村落共同体を支える凝集性を取り戻す動きでもあるだろう。

中国は現在ある程度の生活水準が満たされた「小康社会」と社会的格差（断絶）のない「和谐社会」を目指している。このため市場経済により個人がばらばらな状態を改善し立て直す、あるいは補完するために社区が設定されている。これは官制的な共同生活圏としてのコミュニティと言えるが、本来自然村の屯（組、社）が一つの大きな家族と言える単位（擬制的家族共同体）である。この点濃密な社会関係が社会主義以前の農村とほぼ変わらないところもあり、「社会主義市場経済」の体制下でありながら各地域の状況に応じて相互扶助という自生的な社会秩序を潜在的に維持してきたところにも目を向ける必要があるだろう⁽⁷⁾。吉林省のN市K郷F村F屯で公助、共助、自助の関係について質問したところ、葬儀や婚儀など自分たちで助け合うが年金や病気、道路補修などは公助に頼り、この公助と共助の組み合わせがうまくいっていることを聞いた（2012年9月聞き取り）。ここに適切な自助が加わり必要な支え合いが機能するのであれば、三位一体の互助システムとして理想的であろう。公助への過度な依存でもまた自助への極端な信頼でもない、公助と自助を媒介する共助の役割は大きい。この共助を考えるうえで、人々が営々と築いてきた支え合いの社会システムとして伝統的な互助慣行を見直す意味はけっして小さくない。

（4）準シマ社会としての台湾

①台湾の互助慣行

台湾本島の農村、山村、漁村と島嶼地域の漁村の現地調査を通して、また植民地期の『臨時台湾旧慣調査会報告書』や『蕃族慣習調査報告書』、『台湾総督府蕃族調査会蕃族調査報告書』を参考に互助慣行について分析した（恩田, 2014）。その結果日本のユイ、モヤイ、テツダイ、頼母子と台湾の換工、志（義）工、帮忙、会仔・標会（小口金融）を比較することができた（表2-5：「台湾の互助慣行」参照）。台湾人が大陸への対抗

表2-5：台湾の互助慣行

互酬的行為	再分配的行為	支援（援助）的行為
<ul style="list-style-type: none"> ・ 換工 ・ 栽培と収穫の労力交換 ・ 農作業中心 梨やみかん、文旦、 ピーナッツなど ・ 漁村では使わない。 ・ 代工（賃労働）が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義工（台湾本島原住民） ・ 志工（ボランティア） ・ 共同作業 ・ 台湾人は共同作業が少ない。 ・ 会仔（会）—台湾人の閩南族 ・ 標会—台湾人の客家族 ・ 頼母子—台湾本島原住民アミ族 ・ 小口金融 ・ 島嶼地域の原住民はしない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帮忙 ・ 葬式や結婚式などの手助け ・ 相互帮忙 —台湾本島原住民タロコ族 ・ カセイ —台湾本島原住民アミ族

意識からあるいは資本主義への過信による自助中心で集団としての凝集性に脆弱なところがあるのに対して、原住民の互助ネットワークは強固な集団主義が見られる。

台湾人よりも原住民社会のほうに互助慣行が残る点は花蓮県のアミ族では「共識」（ゴンシー）という連帯と共生の意識、同県のタロコ族では「相互帮忙」（マダダヤウ）の精神で木の伐採や新築の手助けをするなど共同体意識がまだ健在なところからわかる。日本の台湾統治時代の「蕃族」の研究でも、宗族による土地の共同管理があり共同体の生活が営まれてきた。しかし互助慣行は全体として衰退している。なお台湾本島の原住民は小口金融の標会をするが、島嶼地域の原住民はしない。この点日本の沖縄本島や宮古島、石垣島でモアイはあるが、人口が少なく人間関係が濃密な小さな島では見られない点と共通する。生活が極端に貧しく標会をする余裕がなかったことも指摘できるだろう。

その一方で日本統治時代の影響が特に原住民社会で散見され、その生活用語が浸透している。花蓮県の70代アミ族の頭目は頼母子という言葉は今も使っている。特にアミ族は日本に早くから同化した民族で人口が多い分日本人と接触が多かったため、日本の風俗習慣の移入も日本語を通してされてきたものと比定される。また日本語のカセいを「帮忙」と同じ意味で用い、ブヌン族では稲の借り入れで「収穫」という言葉を使う。さらにアミ族では道路清掃など共同作業に一家から一人出るとき、それに出ないと千元払う過怠金がある。これは日本社会に同化したアミ族が隣保共助の慣行を踏襲したと推測される。

②準シマ社会の原理—個人主義（台湾人）と集団主義（原住民）の併存

台湾は日本と同様シマ社会でありながら、中国大陸から影響を受けた点で朝鮮半島に近い個人主義と集団主義の双方を併せもつ「大陸的シマ社会」と言えよう（表2-6：「日本と台湾のシマ社会の比較」参照）。その内実は中国大陸的な個人主義と日本のシ

表2-6：日本と台湾のシマ社会の比較

日 本	台 湾
<ul style="list-style-type: none"> ・シマ社会 ・集団主義 ・閉鎖性 強い共属感情—ウチとソトの区別 ・開放性 強い受容能力—和魂洋才 	<ul style="list-style-type: none"> ・大陸的シマ社会（準シマ社会） ・大陸社会の特性をもつシマ社会 ・個人主義（台湾人中心） ・大陸社会の特性—「家族的個人主義」 ・中国大陸からの影響 ・集団主義（原住民中心） ・シマ社会の特性—閉鎖性と開放性 ・先住地としての島嶼

マ社会的な集団主義の併存である。純粋な集団主義ではないという点で準シマ社会として捉えることができる。朝鮮民族（韓民族）という単一の民族が担う「半島精神」との違いは台湾人と原住民族という二つの民族の差異が反映されている点にある。原住民の強固な集団主義の互助ネットワークはシマ社会に基づき、大陸的な個人主義は漢族の台湾人が担っている。17世紀以降スペインやオランダの支配、また中国文明による漢人化、その後日本統治下での日本人化、戦後は再び漢人化が進行する。こうした土着化が互助慣行にも影響を与えてきた。

大陸から移住してきた漢人社会と違い、シマ社会の特性は島嶼地域を拠点にしてきた原住民の共同性に基づく。紅頭嶼こうとうしよと呼ばれた蘭嶼島のヤミ族が戦闘力をもたない穏やかな部族であることを森は『臺灣蕃族志』の「臺灣蕃族に就て」で指摘している（森, 1917, 付録14-16頁）。難破船の略奪でヤミ族が討伐を受けたことに対して、それが救助するために遭難者や物品を自分たちの船に積み込んだ誤解であることを述べ、個々の蕃族の特性（蕃性）について研究する必要性を主張した。そこには略奪行為に対する誤解や首狩り族とされる蕃族の分析を通して、外からの刺激を拒む閉鎖性とそれを受け容れる開放性という二つの側面をもつシマ社会の特性が明らかにされているように思われる⁽⁸⁾。それは自分たちに危害を加えそうなものに対する拒絶反応と逆に幸福をもたらしてくれるものへの受容反応である。中国文明の中継地となった澎湖諸島の台湾人が海賊の行為をした点に比べ、人命救助を自然な行為としてできるのはヤミ族の部族性の表れとされる。

しかしその一方で原住民独自の社会や文化が急速に変容してきた。サオ族60代の女性が語った「自分たち民族の小米酒の製造技術を漢人が盗み大量に作ってきた」という言葉が印象に残っている（2014年8月聞き取り）。しかし植民地期でも臨時台湾旧慣調査会の『蕃族慣習調査報告書』では依然として変わらない自生的な社会秩序としての互助慣行が原住民の間に残っていた。戦後は漢人化が急速に進み、原住民の独自性は観光地化で逆に維持されてきた面も否定できない。この点日月潭の九族文化村などの施設では原住民の文化がショー化している。それでも既述したアミ族の「共識」（ゴンシー）やタロコ族の「相互帮忙」（マダダヤウ）という伝統的な互助精神は健在である。

③台湾の互助社会—個人主義と集団主義の調和による互助ネットワーク

台湾人の地域社会では日本のような集団の強いまとまりが見られるわけではない。中国大陆の社会主義という公助への依存による互助慣行の衰退に対して、台湾では大陸への対抗意識から資本主義への過信による自助中心で集団としての凝集性に脆弱なところがある。既述したように台湾人と原住民ではその互助ネットワークに違いがある。台湾人のそれは中国文明の影響を受けた「家族的個人主義」が浸透している一方、原住民の村落内の互助ネットワークは強固で強い集団主義が見られる。後者は原住民社会が大陸の社会主義による土地の公有地化とは異なり共有地（コモンズ）をもっていた点、また資本主義による土地の私有地化がまだ見られない頃宗族による共同管理が行われてきたことからわかる。

台湾では中国大陆のような社会主義による共助の衰退ではなく、資本主義の経済発展による共助の減少が大きいように思われる。もちろん現在中国でも「社会主義市場経済」による自（私）助への刺激が共助の衰退に結びついている点是否定できない（恩田, 2013）。それでも原住民の社会ではまだ台湾人以上に結束が強く、その分互助慣行が残っている。台湾総督府時代の旧慣行に関する調査からは当時台湾人及び原住民ともに共助がそれなりに見られたことがわかるが、特に原住民の村落では共助の互助ネットワークが機能していた。この自然体の精霊と祖先の霊魂崇拝に基づく民族共同体が新たにキリスト教の布教によって宗教共同体としてさらに強化されたと言えよう。聞き取り調査をした原住民の集落では天主教の教会があり、そこでは「互助社」のような貧者救済の制度も見られた。

もともと社会主義を拒んだ中国人が台湾に移住したのは都市住民が中心で戦後は資本主義による経済発展が台湾人のつながりや絆をさらに弱体化する方向に作用したが、この点社会主義の影響を受ける前の農村の互助慣行が台湾に移入されたとは思われない。単なる小口金融の組織ではない日本の組や講、韓国の契のような互助組織が聞き取りをした限り台湾人の中に見られないのはそれだけ住民間の互助意識、特に地縁の互助ネットワークが強くない個人主義として捉えることができる。島嶼地域でも澎湖島の台湾人ではボランティアの「志工」があるものの、緑島の台湾人の場合道路清掃など公助への依存が強かった。原住民のアミ族では「義工」と言う言葉で住民間の連帯意識を高めると同時に、自発的な「志工」の共助も見られた。総じて原住民の社会は台湾人と対照的で、氏族や部族、民族としての集団の凝集性が強く部族の代表者である頭目を中心に共生が保たれている。台湾は中国大陆の社会主義のように共助を強く裂くような影響はなかったとは言え、今後の急速な経済発展によってはさらに伝統的な互助慣行が衰退する恐れがある。その慣行の共通部分を活かした台湾人（漢族）と原住民との互助ネットワークの形成による台湾民族としての国づくりは重要な課題の一つと言えるだろう。

3. 東アジアの相互交流と互助ネットワーク

(1) 稲作（漢字）文化圏の互助慣行

①稲作文化圏と漢字文化圏

鈴木は日本、朝鮮、中国に共通する講、契、合会について、「この制度はどの民族に始まって、どんな経路で他の民族に伝はって行ったのかの究明も、興味ある問題であるが、甚だ古くからのこの制度が、最近に至るまで甚だ長い間国を別にする日本、朝鮮、中国に共通に存続して来た事の意義の理解は、もっと大きな問題である」と述べている（鈴木, 1963, 556頁）。日本のユイと朝鮮のプマシの類似性を指摘しながら、鈴木は民族間の伝播について触れるとともにその互助慣行が長く存続してきた点に注目し（鈴木, [1943a] 1973: [1943b] 1973）、これを「人間協力の合理的秩序」とした。これに対して筆者は「自生的な社会秩序」として捉え、何故こうした互助慣行が共通するのか、この点を互助慣行の移出入という点から考えてきた（恩田, 2012: 2013: 2014）。

なお弥生文化の起源となった水田稲作が東アジアにおける農耕社会成立の基本的条件の一つと考える「稲作渡来民」による歴史観を踏まえると（池橋, 2008）、中国揚子江（長江）流域の呉と越の稲作民の農村共同体では稲作を通して相互扶助がされてきたと推測される。さらに山東半島への北上とそこから朝鮮半島南部への移動、その後日本への渡来により農村共同体独自の互助慣行が移転されたものと考えられる。もともと互助慣行の移出入ルートについて韓国、中国、台湾と日本との至近距離にある対馬、五島列島、沖縄を想定していたが、これらのルートが稲作文化の伝来ルートに重なることに気づいた。日本のユイを始め農作業の互助慣行が多いことを考えると、日本と東アジア諸国との互助慣行の関連はこの韓国・対馬ルート、中国・五島ルート、台湾・沖縄ルートという稲作伝播の経路から捉えることが自然であろう。またベトナムを含めて互助慣行を捉えるとそれは稲作文化圏であると同時に漢字文化圏に重なる⁽⁹⁾。

稲作ルートが三つに大別されるという仮説から、本稿も互助慣行の移出入を当初三つのルートから措定した。柳田国男の『海上の道』は海路による風俗習慣の交流と伝播について言葉を頼りに探求したが、稲作についてはニライカナイという理想郷から伝播される沖縄（南方）ルートを主張している（柳田, [1951-54] 1989）。それに対して近年の考古学の知見を元にした研究によれば、上述したように韓国からのルートが有力である（池橋, 2008）。こうした多様な稲作渡来ルートが互助慣行の移転にも影響を与えているように思われる。これらは稲作に基づく互助慣行移出入の経路であるが、もともと稲作に手助けなどの行為が投影されたもの、すなわち稲作に限らずどの地域でも人間が生活する限り何らかの協力が行われてきたのは当然であろう。これに対して稲作文化の中からその地域固有の互助慣行が生まれ、それが稲作伝播のルートにより移転されたものもあるだろう。

②稲作文化園から見た互助慣行の移出入—普遍（同時多発）説と個別（固有発展）説

国を超えた相互影響という点で土器や生活用品のようなカタチあるモノの輸出入は特定化しやすいが、カタチのない制度（生活習慣）はその伝播の足跡をたどることが難しい。その移転は当然人の移動を伴うことで初めて実現するものだろう。互助慣行は個別の地域で発生しそれが移転されたのか、それとも人が生活するうえでもともと自然に発生していたのか。この点前者の「個別説」に基づく「移転説」と生活の支え合いに伴い同時に多発していた「普遍説」が考えられる（表3-1：「互助慣行の普遍性と個別性をめぐる仮説」参照）。特に稲作に伴う生活は東アジアに共通するが、これも人間が生活するうえで必要な相互扶助が稲作のうえに投影されたものと（普遍説）、その稲作に伴い特定の地域で生まれた固有の互助慣行なのか（個別説）、分けて捉えることができる。前者は稲作の伝播に伴うというよりも稲作以前あるいは稲作以外の生産様式から生まれたどの地域にも人間が生活する限り普遍的な行為として同時に多発していたもので、もともとある手助けの互助慣行が稲作において表れたものと言える。これに対して後者は稲作文化の中から生まれたもので、たとえば田を九つに分けて中央の田を共有田として活用する井田や共同で田をもち順番に田を利用するモヤイ田のような個別の仕組みである。個々の農村で稲作に伴い個別に生まれた井田やモヤイ田のような仕組みは個別の互助慣行の移転という点から捉えたほうが無理なく説明できようと思われる。さらにこの移転も自然に移転したもの（共生移転）と為政者により意図的に移転したもの（強制移転）がある。「普遍説」と「個別説」、またその「個別説」からの移転も共生なのか強制なのか、それらが行為様式として浸透し制度化されながら地域社会で互助慣行が定着してきたと考えられる。

戦時中の日本と韓国、中国（旧満州）、台湾との関係から日本の統治体制維持のために天皇崇拜などの制度が強制移転された点を考慮すると、互助制度もまたその一翼を担っていたことがわかる。韓国では植民地期日本の「隣組」は強制移転だが、共生移転

表3-1：互助慣行の普遍性と個別性をめぐる仮説

生活のタイプ	互助慣行の内容	慣行の発生と移転
普遍的生活	・ 個別の生活様式を超えたどの地域でも見られる互助慣行 —生活の支え合いに伴う相互扶助	・ 普遍説 (同時多発説)
	・ 東アジア固有の生業（稲作生活） 稲作に表れた一般の互助慣行 —稲作に投影された互助行為	
	稲作に伴う固有の互助慣行 —井田やモヤイ田などの仕組み	・ 個別説 → 移転（移出入）説 (固有発展説) 強制移転 共生移転
個別的生活	・ 特定の生活様式から生まれた互助慣行 (モヤイ島、小口金融〈タノモシ〉など)	

という点から見ると小口金融の頼母子などが想定される。1910年の日韓併合以前も含め日本が事実上朝鮮を支配していた時期を含めると、またその後朝鮮が日本の統治下に入ってから「輸出入」と言うよりも国内の制度移転として捉えるなら「移出入」の言葉のほうが妥当する。このように国と国との関係では輸出入だが、日本が支配していた地域であるいは後述するように大陸中国と台湾との関係のように移民や移住により互助慣行が持ち込まれた、あるいは取り入れられたという意味で「移出入」という言葉を用いてきた。また単に互助制度が人を介して移出や移入されたという「社会的移出入」だけではなく、土着の制度とどう融合していったのかという動的な関係（制度の相互浸透）にも注目したい。さらに自生的な社会秩序として互助慣行が生き残ることで、伝統的な規範が世代から世代へと刻印されていく過程も忘れてはならない点であろう。

韓国の農村開発のセマウル運動、中国の社会主義も互助慣行の強要という側面があるだろう。中国の朱子が唱えた非常時備蓄の「義倉」（社倉）の制度はベトナムや日本に波及した。日本では島嶼地域がその移入窓口の役割を果たし、先に述べた稲作の伝播とほぼ同じルートからの移転が想定される。遣隋使や遣唐使など為政者レベルのものもあれば、序民レベルの互助慣行の移転も考えられる。互酬的行為、再分配的行為、支援（援助）的行為という一般的な互助慣行に注目しながら、個別の互助慣行の移出入の仮説を検証するため現地調査を行ってきたが、モヤイ島や小口金融も個別に発生したのか（固有発展説）、同時に発生したのか（同時多発説）、限られた調査では明らかにすることは難しい。ただ東アジアに類似した仕組みがあることだけは間違いない。互助慣行を生み出したものは人々の「生活の知恵」だが、それが他の地域から入るのはその生活様式に適合する限りで、個別の「生活の知恵」から生まれたものがやがて他の地域社会に浸透し制度として定着していくものと考えられる。以下日本の植民地化により直接影響を受けたと思われる韓国と台湾について互助慣行の移出入を取り上げることにする。

（2）韓国と日本の互助慣行の接点—生活様式の移出入

①互助慣行から見た韓国と対馬のつながり

朝鮮半島と距離のある済州島では済州独自の契の言葉が少ないことから（泉, 1966, 159頁）、互助組織としての契が半島から伝わってきたと推測される。契が中国の合会（会）との関連が指摘されていることも、互助慣行が国や地域を越えた普遍性をもつと同時にその仕組みの伝播が想起される。対馬は朝鮮半島から日本への様々な文物の通路となり、壱岐と並び日本への回廊として重要な役割を担った。両国の交流は古く、そのうち中世の外交関係は申叔舟の『海東諸国紀』（1471）に詳しい（宋, 1420; 申, 1471）。日本各地の封建諸侯の動静を田地の大きさ（町、段〈反〉）の記述とともに、「遣使来朝す」あるいは「遣使して来り」、「宗貞国の請を以て接待す」という文言が繰り返し使われ、漂流人を含め外交を維持するため日本各地の使節を受け入れた。こうした為政者レベル

の交流を通して各種の制度が受容され、また漂流人を通じた庶民レベルの生活様式を受容もあっただろう。近世以降朝鮮通信使の来日に加え、釜山の倭館には日本と朝鮮の外交通商の場、使者の応接所、宿泊所、貿易所として約500人の対馬人が居留しその任にあたっていたことも興味深い（下蒲刈島朝鮮通信使資料館）。

戦前対馬には朝鮮人が炭焼きで住み集落を形成していた。対馬の特性として外から来る人には閉鎖的なところがあり、朝鮮人となると地域社会でそれほど交流は多くなかったものと想像される。鰐浦地区の70代の男性によると、小学校の頃韓国の海女が漁業権を取得し、この近辺で採ったワカメを地べたに並べ乾燥させていたことを記憶している（2012年3月聞き取り）。また今もオンドルを含め居住跡が残る炭焼きの子供たちが小学校にいたと言う。この古老は朝鮮の子供たちが話していたチングイやサロムという言葉は今も覚えている。逆に朝鮮の子供たちは日本語を覚えようとした。また豊地区の3人の80代の女性によると、自分たちが小学校の頃炭焼きの子供たちが30人のクラスで1割くらいいた（2012年3月聞き取り）。海女が船を持ちサザエやアワビを採りワカメを板に延ばしていたことも地元の古老たちは記憶している。この地区の須潟^{すがた}の缶詰工場近くの納屋には朝鮮人の家族がオンドルを使い住んでいた。逆に対馬の河内から朝鮮に奉公に行く人もいた。このように比田勝周辺では戦前炭焼きや済州島の海女の子供が日本人名で学校に通っていたが、終戦と同時に半島に戻った者が多かった（2008年2月聞き取り）。

対馬は韓国に近いとは言え、生活習慣という点で交流よりも断絶のほうが強かったとされる。このことはまぎれもなく対馬が日本の文化圏に属することを意味する。しかしよく地元の80代の古老に話を聞くと、韓国からの生活習慣の影響が散見される。豆酸^{づつ}地区では樗^{かしほ}穴と言って小川近くで穴を掘り食べ物を貯蔵する習慣が韓国から伝わっている（2006年7月聞き取り）。これはドングリの実などを入れてあく抜きをして保存した貯蔵庫で、こうした跡が豆酸に残っている⁽¹⁰⁾。この他韓国式の井戸なども対馬に取り入れられた。河内の70代の女性によると、小学校の頃まだ半島人が多く住んでいて、自分の兄弟姉妹の上の人たちはハングルをよく覚えていた。特にチングという言葉⁽¹¹⁾を親しい友人を示すときに話したと言う。また親の世代がオンドルを使っていたことを覚えている（2012年3月聞き取り）。対馬に来て炭焼きや海女として働いた朝鮮人が使用したオンドルが日本人の生活様式にも影響を与えたことがわかる。このように対馬には朝鮮半島からいくつか生活様式も入ってきたが、逆に対馬から半島に持ち込まれたものは少ないと言う。しかし半島に渡った場合対馬の生活様式というよりも日本のそれが持ち込まれ朝鮮人に影響を与えたことは十分考えられる。ただしこの点は日本語や社会制度含めた強制移転が少なくない。

②互助慣行移出入の可能性—タノモシをめぐる仮説

「地域的社会的統一」として自然結合の関係を示す自然村（旧洞里）の活用は戦前朝鮮では日本の植民地統治の一貫としてされた⁽¹¹⁾。そこに互助慣行の強制移転があったことが推測される。日韓併合後の朝鮮の農村生活の実態は資料に乏しいが、陽徳（現北朝鮮）で金融組合に従事し朝鮮人の反乱で跛となった重松麟^{あきなお}修が記した『朝鮮農村物語』（1941）から当時の生活様式を知ることができる。重松はその後江東に異動になりかつての両班部落で養鶏事業から豚や牛の家畜を奨励して農村開発を進めた。その過程で村民のため集会や夜学、共同作業場として利用する会堂（鷲岩青年会堂）をつくり、このとき門契の人から建物の木材や木工賃の実費を出してもらった（重松、1941、240-251頁）。土地（敷地）代は地元の朝鮮人青年の組合職員が出し、建設費はこの門契の人たちから支援を得ている。20日間にわたり砂利や柱石を据える基礎工事は邑内の村民の共同奉仕によるもので、早起会と名付けられた青少年の奉仕活動は壁土の運搬や屋根葺きに動員され部落の美化作業も行われた。作業の始めに「君が代」を斉唱し、終了時には「ヨイサ」、「ウントツケ」、「モットツケ」のかけ声を出す天突運動と同様に「ウントコゲ」などの声で発憤する「太平洋乗切り運動」の体操を行った。これは日本式の共同作業と朝鮮の契の融合による共益事業だが、重松は共同作業など日本の伝統的な互助慣行にも配慮して農村開発を朝鮮で実践したと言えるだろう⁽¹²⁾。

日本統治期の「上」からの互助慣行の移転とは別に、一般的な互助慣行の移出入はどうだろうか。全体として制度の移出入は為政者レベルに多く、対馬の相互扶助と韓国のそれとの接点は明確には見出せない。しかし先に述べたように両国文化圏の交流を示す言葉としてチングがある。親しい間柄はそこに互助関係を内包する。チングは「親友」を意味するが、これは対馬だけでなく五島列島でも使われている。長崎県小値賀町大島の古老から聞いたところでは、「あれはチングじゃけん」と言う。このチングの漢字はわからないが、韓国の言葉とは知らなかったことも聞いた。この語源を比定することは容易ではないが、両国の庶民レベルの交流を知るうえで興味深い事例と言える⁽¹³⁾。この言葉に関わる記録がないため生活様式の足跡として聞き取り調査を積み重ね、いくつかの事実の断片をつなぎ合わせるしかない⁽¹⁴⁾。もう一つ庶民レベルの交流で互助慣行に関して手がかりとなるのが日本のタノモシ（頼母子）という言葉で、チングとは逆に韓国の漁村に入ったものと考えられる。麗水近郊の突山邑ユンソン里のソユル村では70代の男性はドエンケ（金融契）の意味でタノモシという言葉を使っていた（2012年3月聞き取り）。これは30年くらい前の話で、この老人には日本との接点がなかった。また60代の村長もタノモシケと言っていたことを記憶している。これは昔からそう呼んできたのでいつからかはわからない、また日本の漁船がこの島まで来たことはないと言う。隣のテユル村の60代元村長も同市南面の金鰲^{クモド}島の60代男性もタノモシがいずれも日本語であることを知っていた（2012年8月聞き取り）。しかし他の新安郡では70代以上の女

性たちはタノモシという言葉を知ったことがあっても、それが日本語とは知らなかった(同上聞き取り)。このことからタノモシがいかに自然に使われその浸透度合いが強かったかがわかる。小口金融のやり方は既に契としてあったものと考えられるが、それも時代とともに影響を受けるだろう。

日清戦争前後の政情不安の中で朝鮮を訪問したとき記録された『朝鮮紀行』によれば、当時日本人の漁師が釜山で8千人も水上生活をしていた(Bird, 1905, 39頁)。他の島嶼地域と漁を通じた交流も当然考えられる。日韓併合以前に日本が事実上朝鮮に進出した頃、朝鮮人との接触の過程で様々な日本の生活様式が入ってきたものと推測される。終戦時には木浦(府)の人口約8万5千人のうち日本人が約1万人いた(森田・長田編, 278頁)。麗水市の突山島や南面の金鰲島^{クモド}などで聞いたタノモシ(ケ)という言葉は日本人と朝鮮人の公然としたあるいは隠された交流を物語っている。「公然とした交流」という意味は日韓併合以降の為政者レベルの導入であり、「隠された交流」は庶民レベルの共同生活圏の中から浸透したことを意味する。ただ言葉だけの移出入にとどまる点も否定できないだろう。しかし小口金融の利息の仕組みが制度として伝わったことも考えられる。既に述べたように互助慣行は人間が生活するうえで欠かせない「生活の智恵」から生まれた普遍的な慣行と言えるが(同時多発説)、その一方で個々の国や地域で個別に発生して(固有発展説)、他の地域にそれが移転され行為様式として制度化されることもあるだろう。

(3) 台湾と日本の互助慣行の接点—頼母子の移出入

小口金融の盛んな中国大陸の福建省(閩南人, ホーロー人)と広東省(客家人)の移住者が少なくない台湾にはその移入が多くされてきたと推測される。ただし日本統治期との関係では互助慣行の移出入というよりも、植民地の日本語教育の普及による生活用語の受容が多かった(安田, 2011)。その一つが頼母子である。台東県海端郷利稻村の高地に避暑で来る90代の男性は日本の頼母子について知っていた(2013年9月聞き取り)。この閩南族の台湾人は日本人から教えてもらう前からその仕組みがあったとすることから、頼母子という言葉だけを日本人から聞いたものと言える(恩田, 2014)。その一方で島嶼地域では澎湖県西嶼郷小門村の60代の村長は「標会」という言葉を使うが、日本の頼母子という言葉は聞いたことがない(2013年9月聞き取り)。台東県緑島中寮村の60代の村長もその言葉を知らないと言う(同上聞き取り)。島嶼地域では日本の軍人はいたとしても、庶民レベルの日本人との接触は多くなかったものと考えられる。

原住民では、花蓮県玉里鎮樂和里の70代アミ族の頭目(部族長)は頼母子という言葉は今も使っている(2013年9月聞き取り)。また同じ鎮の春日里の60代アミ族里長も頼母子という言葉を知っている。『臺灣蕃族志』で森が最も穏やかな民族としたアミ族は日本に早くから同化した民族で人口が多い分日本人との接触が多かったため、日

本の風俗習慣の移入も日本語を通してされてきたものと推測される。またこの男性は日本語のカセイを「帮忙」と同じ意味で使うが、日本統治時代の影響が強く残っていることがわかる。植民地期は「国語」としての日本語と「本島語」(台湾語)、日本語と「蕃語」(原住民の原語)という二語が併用されていた。台湾の土地の棲み分けもあるが、台湾人よりも原住民の間で頼母子講など日本の互助慣行の言葉が浸透していたのは原住民が漢語化されるよりむしろ和(日本)語化を選んだようにも思われる。この点韓国でも同様に日本語が国語化されたが、朝鮮族に対する日本語の浸透度合いが台湾における原住民のように高かったのはいずれも植民地政策が直接統治であったためであろう。その一方で島嶼地域の原住民は総じて「会」をすることがなく、蘭嶼島の東清村と野銀村の二つの村長を兼ねるヤミ族50代の男性も頼母子という言葉は聞いたことがなかった。

この他日本の台湾に対する生活用語の浸透という点で、台東県海端郷利稻村のブヌン族では稲の借り入れで「収穫」という日本語を使っている。この近くの池上米は有名で「池上便當」がよく知られているが、この弁当も日本から入った生活様式である。先に述べたように花蓮県玉里鎮樂和里のアミ族では頼母子の言葉同様、カセイを「帮忙」と同じ意味で使うなど、日本の生活用語が今もなお部族社会の中に浸透している。これも既に指摘したように、この樂和里の安通社区(部落)では道路清掃や環境美化の共同作業で一家から一人出るとき、それに出ないと千元払う。過怠金の制度が他の地区では見られないことから、これも日本社会の互助慣行の移入と考えられる。

4. 「東アジア共同体」と互助社会

(1) 東アジア社会の共同体

① 東アジア互助社会の構造

東アジアの互助慣行には労力交換で日本のユイ、韓国のプマシ、中国や台湾の換工、小口金融では韓国の契、中国や台湾の標会、互助組織で日本の組や講、韓国の契などがある。こうした互助制度はどの国や地域にも共通の普遍的な形態がある一方、その呼び名が違いその表れ方は社会システムによって異なる。東アジア互助社会の構造を抽出すると、互助ネットワークの単位で集団主義(志向)と個人主義(志向)、地域固有の互助行為を維持していく伝統(保守性)とそれにこだわらない近代(革新性)という軸から整理できるだろう。これはあくまでも互助慣行から見た社会特性の抽出であり、一国をまた東アジア全体をひとつくりにすることはできないが、東アジア内の国あるいはそれ以外の地域と相対的に比較した構造特性である。同じアジアでも東、東南、南、西で異なるが、互酬的行為、再分配的行為、支援(援助)的行為の三つの互助行為から見ると東アジアには共通性がある。それは一言で言えば、その強弱に違いがあるものの集団を軸とした互助制度である。

日本は集団主義として地域社会のまとまりが強い一方、その対極には家族を中心とした個人主義が強い中国が位置づけられる。この点は日本の地域社会で共同作業が多く集団としての凝集性は強いが、社会主義の中国では強制された共同作業はあるものの他の国に比べると聞き取りをした限りそう多くないことに表れている。韓国はゆるやかな（柔らかい）集団としての個人主義を持ち合わせている。台湾は台湾人が個人主義であるのに対して原住民は集団主義が強いと言える。日本はシマ社会として集団志向だが、中国は大陸社会として家族や同族のまとまりを基調としながら人為的な隣保組織は別にして自然発生的なそれが社会主義に埋もれているためそれほど明確ではない点で、個人志向と言える。韓国は半島社会として大陸的な個人主義とシマ社会的な集団主義が併存しているが、契に代表される集団としてのまとまりは強い。台湾では原住民は伝統的な互助慣行を尊重する集団志向だが、人口の多くを占める台湾人は大陸中国同様個人志向が強い（図4-1：「東アジア諸国の互助社会の位置づけ」参照）。

このように個々の国の互助慣行に注目すると、台湾の原住民ではそれらを維持しようとし、また日本の東日本大震災を契機にかつての伝統的な互助行為の見直しがあるのに対して、中国では社会主義を標榜する中で伝統的な互助慣行が人為的な強制互助に埋もれ資本主義の導入とともにさらに個人志向が強くなり、台湾人中心の台湾では社会主義に反発した資本主義による個人志向が顕著である。しかし中国の地域社会では家族、親戚（同族）単位で個人主義だが個々の単位では集団主義であり、台湾も祖先崇拝でまとまる同族は集団志向と言える。こうした東アジア内の相対的な違いに加え同じ国でもま

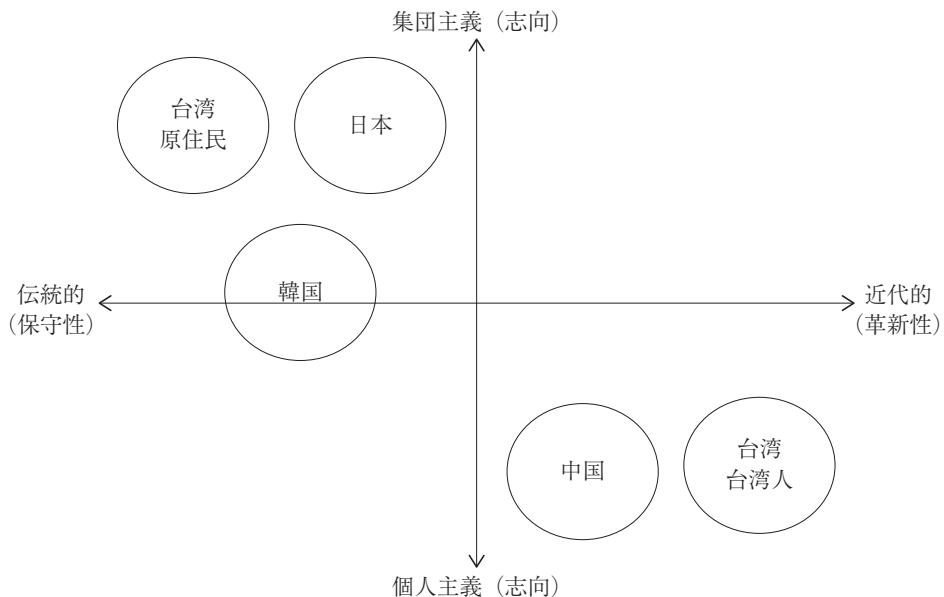


図4-1：東アジア諸国の互助社会の位置づけ

た都市と農村では異なるが、祖先（同族）でつながるタテの社会関係と稲作を生業とした近隣社会から成るヨコの社会関係に基づく相互扶助が共通して見られるところから、東アジアの互助社会は全体として集団志向として捉えることができるだろう。

②政治や経済と異なる社会の共同体

人間は環境に適応しながら固有の制度をつくってきた。この環境は自然環境（生態圏）と社会環境（生活圏）に大別される。環境への適応をめぐり、ダーウィンが『種の起源』で唱えた動植物の「自然選択」による生存競争を、クロボトキンが『相互扶助論』で批判した（Darwin, 1859; Kuropotkin, 1902）。しかしそれは環境適応力の差が結果として適所を求める生物間の相互競争になることをダーウィンの主張の中に見出すものであった。そこではむしろ異種間の共生まで見られとクロボトキンは指摘する。相互扶助は適者生存の「自然淘汰の論理」とは異なる「連帯と共生の論理」に基づく。近代化は互助制度を弱体化させたが、その一方で時代の多様な要求に応じてそれが適応進化してきた点にも着目したい。それは「生活の知恵」として蓄積された近代への適応力そのものであり、人間の生活様式の変化から生まれた新たな互助社会である。

政治的な共同体は条約を締結することで同盟関係になり、諸外国に対して同一行動をとる二国間あるいは多国間の関係はこれまでの歴史が示しているとおりである。これは同じ規模の国家の関係もあれば、弱小国が強国と連携することでその庇護を頼みとする場合もある。同じ政治信条でつながることはそれだけ国際的な同一行動をとりやすい。経済的な共同体は特定の財やサービスに限定した貿易関係をつくり、TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）のような包括的な経済圏の形成もある。言語や民族、宗教を超えたモノやサービスのやりとりはそれほど困難ではない。また政治と経済のリンケージから前者の関係悪化から経済制裁が発動され、また後者の関係を駆け引きに外交関係にゆさぶりをかけることがある。北朝鮮による拉致問題が進展しないとき、日本は経済制裁を繰り返してきた。

これに対して社会の共同体はその言語や民族、宗教を共通にすることで結びつく関係であるが、グローバルな流れの中でこうした差異を超えて市民どうしの交流のネットワークによる結びつきも生まれている。この地球市民によるつながりはインターネットを通して多く見られる。しかし日本と韓国の領土問題をめぐる政治的な対立から、社会的及び文化的な交流が途絶えることも少なくない。民間レベルの交流はそれが自然なものであればあるほど長続きするだろう。それに国家が枠をはめるのは国際情勢に左右されるからで、政治や経済のような明確な条約や協定を必要としない分社会の共同体は不安定なところもあるが、それだけ柔軟性に富む面があると言えよう。この「東アジア共同体」は人と人とのつながりや絆に基づくものである。この結びつきを共通の互助慣行を通してつくることは可能だろうか。

(2) 「東アジア共同体」と互助ネットワーク

①共通する互助慣行を活かしたつながり

グローバル化が地域の個性を喪失させるとき、個々の地域の社会や文化がもつ意味は大きく (Robertson, 1992), それが「共助力」の衰退をもたらすとき、改めて地域固有の互助慣行を見直したい。特に自生的な相互扶助という人間行為の原点に立ち返ることで社会の再生を考えることが肝要ではないだろうか。ここで言う再生社会は「公益」や「私益」(己の利益のみを求める行為)ではない「共益」を求める「共助」による互助社会を意味する。それは地域住民一人ひとりの「自助」(自己を客体視する行為)による「助力」の向上から全体の「共助力」を高めることで実現する。しかし「共助」は制度設計をする行政の「公助」や民間企業の私的利益追求の「私助」を単純に否定しない。互助社会は「公助」, 「共助」, 「自(私)助」という三位一体のバランスのうえに成り立つ (恩田, 2006)。

東アジアはその共通した社会特性を活かして互助ネットワークでつながることはできるのだろうか。同じような互助慣行があると知ることが「東アジア共同体」を考える第一歩になる。大きな自然災害に対して支援の手を伸べるのは「地球家族」あるいは「地球村」の一員として自然な行為でありあえて共同体という枠で考える必要もないが、ここで言う共同体は政治や経済と異なる社会に基づく市民中心のつながりから生まれる。グローバルな交流や支援は日本と韓国, 中国, 台湾に共通する互助慣行を踏まえたものである。もちろんそれらは日本が支配したあるいはその勢力下にあった頃の互助慣行の移出入と異なり一国内で存続してきた慣行を尊重する。相互扶助は行為の志向性から類型化できるが、その表れ方は個々の社会構造によって異なる。しかしその東アジア的な共通性故に互酬性や小口金融など共通の仕組みを活かした互助ネットワークから連帯と共生の可能性が考えられないだろうか。

日本はシマ社会として強い集団主義が見られるのに対して、半島社会の韓国はゆるやかな集団主義と個人主義をもちあわせ、中国は大陸社会の個人主義が強く、台湾は大陸的シマ社会として台湾人の個人主義と原住民の集団主義が見られることを指摘した。同じ東アジアの一員として国内で見られる互酬的行為を国外に広げることは理念として理解できても、現実には難しい理想にとどまるかもしれない。しかし国政にそれほど左右されない市民団体の活動の余地はある。世界に類を見ない高齢社会に向かいつつある日本の高齢者の介護や孤独死を防ぐ地域社会における協力体制など、日本の制度を移転することで近隣国に対してそれなりの支援はできるだろう。こうした互助ネットワークによる支え合いの社会システムの移転は制度の共生移転である。互助ネットワークは国内の血縁、地縁からインターネットなど新たな情縁を通してグローバルにつながる可能性をもっている。

②「東アジア共同体」の可能性

日本の近隣諸国でその独自性をもちながら同種の互助慣行が見られることから東アジア固有の互助社会の構造抽出を試みた。それは日本と韓国、中国、台湾という東アジアに共通する互助行為（ネットワーク）と互助制度から東アジア的な互助社会を考えることであった。さらにこの東アジアの互助慣行に着目した互助社会は「東アジア共同体」の構想に理論的な根拠を与えるねらいもあった。かつて岡倉天心は『東洋の理想』（1903）で「アジアは一つである」と言ったが、東アジアの共同体は政治や経済の面だけでなく共通の互助制度と互助精神という社会から支えられるものだろう。人と人とのつながりや絆という社会的側面に目を向けた「東アジア共同体」はこれまで提唱されてきた共同体とは異なる。これは政治や経済という枠組みではなく東アジア固有の互助ネットワークという社会に基づく。

共同体はもともと共有地（コモンズ）をもつことで生活を支え合ってきた。それはまた領土を超えた東アジアの共有地のあり方を示唆する。ここで言う共有地は海や山、川という自然資源だけでなく、広義には伝統的な生活様式も含まれる。しかしそれは島嶼のような国家による共同管理ができる対象（モノ）が現実的であろう。こうした共有地の維持管理や運用で支え合う社会システムも「東アジア共同体」の一つのあり方と言える。現在領土問題の帰属をめぐる国際関係の軋轢が生まれているところで、それを共同開発の対象として共有地にする活用も考えられる。この「東アジアコモンズ」は隣接する諸外国がその維持管理に責任をもち、共同作業に出ないときは過怠金を科して応分の責任を果たすようにする。これは資源管理と環境保全をする「国際モヤイ島」として機能し、どの国も必要があれば一時期その島の利用権を付与されて自由に使うことができる。

また各国が一定の資金を出し合い必要な国がそれを国内外で自由に使うことができる東アジアの「国際モヤイ基金」の仕組みも考えられる。これは日本の頼母子や韓国の契、中国や台湾の標会であり、各国が基金として出資し順番に利用するあるいは入札して落札者が基金を得る方式で、いつでも必要な資金を調達できるようにする。この再分配的行為として各国が参加するモヤイ基金の創設では、資金を受け取るだけで返済をしない国があれば当然何らかの制裁が求められる。このように資源を共同で管理する「東アジアコモンズ」や出資金を募り各国で順に分配する「国際モヤイ基金」などの互助システムによるグローバルな「共助」を考えることで「東アジア共同体」の可能性が広がる。本稿は東アジア諸国に見られる共通の互助制度を活かした連帯と共生による社会を目指してきた。

5. 結語

互助ネットワークについての日本と韓国、中国、台湾との国際比較が研究の一つで、これは行為レベルの研究であった。互酬的行為、再分配的行為、支援（援助）的行為の三つの互助行為で共通にまとめることができる一方、その互助ネットワークの表れ方は社会構造によって異なる。既に述べたように、日本はシマ社会として集団主義のまとまりが地域の互助慣行に表れている。これに対して中国は家族、親戚（同族）単位の集団主義でありながら他の集団に対しては個人主義の大陸社会として互助慣行が見えにくい。韓国は儒教倫理に支えられ門中など集団主義は強いが、他方で契の任意参加による個人主義の特性も見られる。台湾は大陸中国同様個人志向が強い台湾人に対して、原住民は集団主義のまとまりがある大陸的シマ社会として捉えることができる。

二つ目の研究は互助制度の普遍性と固有性の解明及び「社会的移出入」の仮説検討で、これは制度レベルの研究であった。人間生活における支え合いから生まれた「普遍（同時多発）説」と特定の生活様式から生まれた「個別（固有発展）説」をめぐり、後者の互助慣行の影響を受けた「移転（移出入）説」について、韓国と台湾のタノモシ（頼母子）などから検討した。互助慣行は他の国や地域から影響を受ける場合もあるが、それは固有の慣行に絡み合いながら土着の風土と社会生活に浸透しながら互助制度として定着したと考えられる。限られた聞き取り調査であったが、日本の植民地期のような強制的なものもあれば、庶民レベルの共生的な移転が韓国や台湾にあったことがいくつかの事例から読み取れる。

三つ目が東アジア互助社会の構造原理の抽出で、これは社会レベルの研究であった。その構造は集団主義と個人主義、伝統（保守）と近代（革新）という軸から整理したが、東アジア全体をひとくくりにすることはできないものの、日本と比較した互助慣行から見た社会特性の抽出はそれなりにできたように思われる。共同体としての凝集性に違いがあっても家族や地域社会のつながりや絆がそれなりに強く見られる集団性に「東アジア的互助社会」の特徴があると言ってもよいだろう。その類似した互助慣行から「東アジア共同体」を考える意味は政治や経済と異なる互助ネットワークに基づく社会を強調したいからであった。強制互助ではない共生互助は国益に関わると難しいが、国政に左右されない市民団体の交流や支援などの活動を通して可能だろう。こうした取り組みも含めた「東アジア共同体」の形成は近隣諸国間の互助ネットワークに基づく。本研究は引き続き東アジアから東南アジアに研究対象を移して継続的に取り組む予定である⁽¹⁵⁾。

注

- (1) 研究期間は2011（平成23）年度から2014（平成26）年度までで、それぞれ韓国、中国、台湾について論文をまとめている（恩田, 2012: 2013: 2014）。また学会発表は「日本

と韓国の互助慣行の比較」(第95回日本社会学会大会, 2012年11月4日, 札幌学院大学),
 “Reconstructing Sustainable Communities through Mutual Help Networks in East Asia:
 A Comparison of Mutual Help Networks in Japan, South Korea and China (XVIII ISA
 <International Sociological Association> World Congress of Sociology, July 17, 2014, 横浜),
 「日本と台湾の互助慣行の比較」(第87回日本社会学会大会, 2014年11月23日, 神戸大学)
 である。

- (2) 筆者はこれまで「シマ国日本」の互助社会を探るため、2002年から2006年にかけて沖繩本島や先島諸島(宮古島, 石垣島, 竹富島, 西表島, 波照間島, 与那国島), 奄美諸島(奄美大島, 徳之島), 対馬, 壱岐, 隠岐諸島, 佐渡島などの島嶼地域や本州始め各地の内陸部を現地調査し, 全国の市町村史(誌)も参考にしながら『互助社会論』としてまとめた(恩田, 2006)。各地の互助慣行については, 民俗学の地域限定的既述に対して社会学がもつ一般的な概念用具と理論枠組みを通して分析した拙著を参照していただきたい。なおこの日本の互助慣行は国際学会でも報告した。その後も引き続き天草諸島, 見島(山口県), 五島列島, 小呂島(福岡県), 沖繩県の南大東島, 渡嘉敷島, 黒島, 鳩間島, 北海道の利尻島, 礼文島, 奥尻島, 下甌島(鹿児島県), 伊豆諸島(大島, 新島, 式根島, 神津島), 姫島(大分県), 鹿児島県の屋久島, 種子島, 下蒲刈島(広島県), トカラ列島の中の島(鹿児島県), 豊島と直島(香川県), 島根県の隠岐(島後), 知夫里島, 西之島などを訪問した。
- (3) 朝鮮の契についての研究は日本が統治した時期にいくつか先行研究があり, その体系的な調査は朝鮮総督府の囑託であった善生永助が契の性質, 分布, 組織, 現状, 取り締まりについてまとめた『朝鮮の契』(調査資料第17輯)を嚆矢とする(善生, 1926)。その起源は日本のような宗教講が経済講を派生する宗教的なものではなく, 高麗朝末期に戸布(税)の負担に応じるため住民が組織した軍布契の納税団体として普及し共同で納税に備えた仕組みであり, 李朝期には生産力が乏しい商工業者や同業者の組合として発達してきたとする(同上, 3-4頁)。個人レベルでは対応できない行為を複数でする広い意味での互助組織である。その後洞里契のような行政区画の一単位としての契も生まれる。しかし娯楽や集会機関としての契はさらに古く, 新羅や高麗の時代からあった記録も残るところから, これらは自生的な社会秩序としての組織と言えらる。為政者がこうした組織に覆い被さるように統治する形態は日本も同じである。その分類は公共事業, 扶助, 産業, 金融, 娯楽, その他に分かれるが, 当時の調査では扶助を目的とするものが最も多い(同上, 5-26頁)。
- (4) 1949年に公布された教育法の第1条では広く人間世界に利益を与える「弘益人間」(檀君の建国理念)を唱えたが, その後1998年に施行された教育基本法の第1章第2条で教育理念としてそれを踏襲している。
- (5) 吉林省のT市S村I社の50代の女性によれば, 若者はT市で農業以外の職を得ているため若年層の減少は見られない(2012年9月聞き取り)。しかも機械化による生産性の向上で労力不足を補っている。一番困っているのはゴミの問題で, 分別しないでゴミを捨てる地域住民の行為だが, この村のいいところは村民の不満が少なく, 農業で種を蒔くときや肥料を買うとき, 政府が補助金を出して援助するなど公助に満足している。この女性は社の代表メンバーで地域全体を常に考える立場にあるが, 「地球村」という言葉を使うなど

視野が広い。農産物を物々交換し家の修理でお互い手助けし親類のような友愛関係にある農民は人と人との間に距離がある都市にはあまり住みたくないことも聞いた。共助が弱体化していると言っても農村共同体の原型がまだ残っているところもある。なお中国の現地調査では調査地点が特定されることへの当局の懸念があるため、地名は当初アルファベット名で表記した(恩田, 2013)。

- (6) 同じ社会主義を唱えるベトナムの相互扶助が日本のユイに相当するドイコンなど農村でまだ色濃く残っているのと中国の場合は対照的である(恩田, 2008a:b)。合作社の制度導入も同じとは言え、その廃止をめぐる自生的な互助慣行への影響は聞き取り調査から判断する限りベトナムの村落では少なかった。それは人民公社廃止後そのまま急速に市場経済化した中国とは異なる漸進的なドイモイ政策の違いにも表れているように思われる。
- (7) 吉林省のT鎮T村では、稲の刈り入れと収穫の繁忙期では相互に手助けをし食事をともにするが、日頃のつきあいの程度や親類の交流の度合いによってそれは異なる。葬儀や婚儀では屯すべての人あるいは周辺の屯からも来て悲しみや喜びを分かち合う。そのとき100元から1千元程度のお金を各自の経済状態に応じて持参し気持ちを表す。中にはお金を借りてそうした礼金の行為をする者もいる。重い疾病や災難に遭遇すれば政府の公助があるとは言え、過去に諍いやわだかまりがあってもそれらを水に流して村民間で支援の手を差し伸べようとする。金銭が無理なときは着物などの現物や労働力で提供する。金銭的に困っている場合は利子を付けずに貸すことがよくある(2012年9月聞き取り)。地域社会の争いごとは親類や友人が仲裁に入るが、人望厚い「社」の主任が屯の中でオンドルに座り酒を飲みながら話をする。さらに難しい場合は村の幹部が間に入り地域社会の秩序を維持した。地域によっては青年と壮年が農閑期に出稼ぎをする。掛金の少ない賭け事もあるが、ささやかな遊びを通して気晴らしをしたと言う。このように農村共同体としての生活が維持されている。
- (8) この点森は「若し蕃人にして十分の理屈も分り意味も分りますれば、彼等の上には蕃の字は既に無いのであります。彼等が蕃人と云はれて居る代りには、既に夫等のものが理解する十分なる能力が無い為に蕃人と云はれ、それと共に今日では未だ彼等の人格は認められて居ないのであります」と指摘している(森, 1917, 付録16頁)。また首狩り族とされる蕃族に対する聞き取り調査から彼らの真意を汲み取り、「寧ろ神聖なる行為、男性的の行動として唯一の生蕃魂として一種神秘的の權威を認めて、彼等の心理状態の上に大なる潜勢力を有し之を以て最高の裁判即ち神の審判に依る採決と信じ、之に対する思想に斯かる境遇を脱せぬ為に」としている(同上, 付録17頁)。このことは日清戦争後の台湾の割譲によって日本領になった日本人への服従と、それ以前の支那人の侵略に対して先祖の土地を守るという抵抗の姿勢がどこまでも持続した結果として「名誉の敗北」を得ても顔が立つことになるという部族性を主張している(同上, 付録18-20頁)。長年原住民の研究に従事してきた森の思いがここには示されている。慣習なり民族心理を研究する意義を認め、支配者と被支配者という関係ではなく、双方が土地(蕃地)の開発に際してパートナーシップの関係を築き、原住民の「誠」を信じてこちらもその「誠」で応えることが大切であるとする。
- (9) 東南アジアにもタイのロンケーク(労力交換)やインドネシアのゴトン・ロヨン(相互扶助)などの互助慣行はあるが、ここでは漢字文化圏と稲作文化圏の伝播から互助慣行の

移出入について検討したい。

- (10) この豆靛の郷土史家によると、ソロバエ（聖地）という言葉もソロバル（蘇露原）、ソロバイとして半島から対馬に入ってきたとされる。
- (11) 戦前朝鮮の行政区分は道、郡、面、里、洞であり、道、郡、面が行政区分としてまた里が行政村であるのに対して、洞は自然村としての社会的統一性をもつ。さらに洞の下に部落があり、これをいくつかまとめた単位が区であった。現在は道、郡、面の下は都市部では洞、地方（農村）では里がある。この里が行政村の大里で、その下の単位には班（小里）の自然村がある。なお地方では、たとえば珍島では珍島郡智山面は242の里から成るが、そのうち聞き取りをした細方里では里の代わりに細方洞里という言い方もする（2011年9月聞き取り）。
- (12) これらはまた鯉の稚魚の養殖事業にも表れている（重松, 1941, 365-378頁）。江東の芝里で始めた鯉の養殖事業は1934（昭和9）年に放魚され、湯水と結氷対策として行った池の浚渫作業が部落民の協同一致の実地訓練の場となった。これは更生部落の躍進が日本式の精神によって達成されたと言ってもよいだろう。養魚池で育てた鯉や鮒は入漁料として一日一円の料金を収受して、部落の基本金として積み立てられた。なお同様に戦前の朝鮮農村は志雲生（野村新七郎）が1927年から1937年まで合計100回にわたり愛知県農会会報誌に掲載した『朝鮮往来』（2005年復刻版）によっても知ることができる（志, [1927-37] 2005）。
- (13) 豆靛の80代の地元郷土史家によると、チングという言葉は戦時中に入ってきた言葉ではないかと言うが（2012年3月聞き取り）、確証があるわけではない。戦前戦中に多くの朝鮮人と日本人の接触があったことは間違いない。またそれ以前近世の倭館時代からの交流もあるだろう。散髪に行くにも釜山に行ったという人が少なくない。会えばチングという言葉をかけられるにつれ、お互い親しくなるとその言葉を頻繁に使い、しだいに定着したものと考えられる。先に述べたように小学校に通う朝鮮の子供たちが話すチングが、日本の子供たちにも浸透したものと想像できる。
- (14) 対馬町に勤めていた60代の郷土史家によると、朝鮮に対する蔑視意識があり、家族としての交流は少なかったと思われる。炭焼きの朝鮮人は定住ではなく、原木を切っては移動する生活を続けていた。パルという言葉も「掘る」という意味をもち、これもハンゲル（바다, 파다）から入ってきた言葉とされる。
- (15) 継続研究は2015（平成27）年度から2019（平成31）年度の科学研究費助成事業の学術研究助成基金助成金による「日本と東南アジアの互助ネットワークの民俗社会学的国際比較研究」（課題番号15K03860, 基盤研究（C））として採択された。

参考文献—全体

- Buraway, Michael. 2005. '2004 ASA Presidential Address: For Public Sociology,' *American Sociological Review*, Vol.70, pp.4-28.
- Buraway, Michael. 2007. 'Public sociology vs. the market,' *Socio-Economic Review* 5: 356-367.
- Darwin, Charles. 1859. *On the Origin of Species by Means of Natural Selection or the Preservation of Favoured Races in the Struggle for Life*. London: John Murray. 八杉龍一訳, 1990『種

- の起源』(上)(下)岩波書店(文庫)。
- Gouldner, Alvin. 1960. 'The Norm of Reciprocity: A Preliminary Statement,' *American Sociological Review*, Vol.25, pp.161-178.
- Kropotkin, Pyotr. 1902. *Mutual Aid: A Factor of Evolution*. London: Heinemann. 大杉栄訳(同時代社編集部現代語訳), 1996年『相互扶助論』同時代社。
- 岡倉天心, [1903] 1986『東洋の理想』講談社(学術文庫)
- 恩田守雄, 2001『開発社会学』ミネルヴァ書房。
- 恩田守雄, 2006『互助社会論』世界思想社。
- 恩田守雄, 2008a「日本とベトナムの比較互助社会論」『経済社会学会年報』第30号32-49頁。
- 恩田守雄, 2008b「ベトナム人の社会意識—村落生活実態調査を中心に—」, 『社会学部論叢』第19巻第1号1-90頁。
- 恩田守雄, 2012「韓国の互助慣行—日本との民俗社会学的比較—」『社会学部論叢』第23巻第1号1-44頁。
- 恩田守雄, 2013「中国農村社会の互助慣行」『社会学部論叢』第24巻第1号25-60頁。
- 恩田守雄, 2014「台湾の互助慣行—日本との民俗社会学的比較—」『社会学部論叢』第25巻第1号1-26頁。
- Powell, Walter W. 2005. 'Networks and Economic Life,' in N. J. Smelser and R.S. Wedberg (eds.) *The Handbook of Economic Sociology* (Second edition), pp.379-402. Princeton and Oxford: Princeton University Press.
- Robertson, Roland. 1992. *Social Theory and Global Culture*. London: Sage Publications. 安部美哉訳, 1997『グローバルゼーション—地域文化の社会理論』東京大学出版会。
- Swedberg, Richard. 2007. 'Public sociology and economic sociology: introductory remarks,' *Socio-Economic Review* 5: 319-326.
- 柳田國男, [1951-54] 1989年『海上の道』(柳田國男全集1) 筑摩書房(文庫)。

参考文献—韓国

- 秋葉孝, 1954『朝鮮民俗誌』六三書房。
- Bird, Isabella. 1905. *Korea and Her Neighbours*. London: John Murray. 時岡敬子訳, 1998『朝鮮紀行—英国婦人の見た李朝末期』, 講談社(学術文庫)。
- 呉東珉・朴明錫, 1988『珍島郷校誌』珍島郡郷校誌編纂委員会。
- 郷村社会史研究会, 1996『韓国の郷約・洞契』信用協同組合中央会。
- 早川孝太郎, [1937] 1977『農事慣習における個人労力の社会性』三省堂(宮本常一・宮田登編『早川孝太郎全集第5巻(農村問題と農村文化)』91-151頁, 未来社)。
- 池橋宏, 2008『稲作渡来民—「日本人」成立の謎に迫る』講談社。
- 伊藤亜人, 1972「韓国農村社会の一面—全羅南道珍島にて—」『東洋文化』第52号47-159頁。
- 伊藤亜人, 1977a「契システムにみられるch'inhan saiの分析—韓国全羅南道珍島における村落構造の一考察—」『民族学研究』第41巻第4号281-299頁。
- 伊藤亜人, 1977b「韓国村落社会における契」『東洋文化研究所紀要』第71号167-230頁。
- 伊藤亜人, 2006『韓国夢幻』新宿書房。

- 伊藤亜人, 2013『珍島—韓国農村の民族誌』弘文堂。
- 泉靖一, 1966『済州島』東京大学出版会。
- 감준, 2010『한국어촌사회학』민속원。
- 牧野巽, 1973「朝鮮の自然村を中心にして」, 『朝鮮農村社会の研究』〈鈴木榮太郎著作集第5巻〉, 未来社, 499-526頁。
- 森田芳夫・長田かな子編, 1980『朝鮮終戦の記録』(資料篇第二巻, 南朝鮮地域の引揚と日本人世話会の活動) 巖南堂書店。
- 朴慶植, 1973『日本帝国主義の朝鮮支配』(上・下) 青木書店。
- Rawls, Johns. 1971 [1999]. *A Theory of Justice: Revised Edition*. Cambridge: The Belknap Press of Harvard University Press. 川本隆史・福岡聡・神島裕子訳, 2010『正義論』紀伊國屋書店。
- 李杜鉉・張籌根・李光奎, [1983] 1991『韓國民俗學概説』學研社。
- 梁愛舜, 2000, 「郷村社会の親族と近隣結合—契・プマシ・トゥレを中心に—」『立命館産業社会論集』第35巻第4号, 59-81頁。
- 蔡實植・趙民新・金東熙, 1966『農村指導論』弘文社。
- 申叔舟, 1471『海東諸国紀』。田中健夫訳, 1991『海東諸国紀—朝鮮人の見た中世の日本と琉球』岩波書店(文庫)。
- 重松嗣修, 1941『朝鮮農村物語』中央公論社。
- 重松嗣修, 1945『朝鮮農村物語〈続〉』興亜文化出版。
- 志雲生(野村新七郎), [1927-37] 2005『朝鮮往来』(愛知県農会会報誌復刻版(1927-1937年), 山本卓也・和千子)。
- 鈴木榮太郎, [1943a] 1973「朝鮮の農村」『東亜社会研究』第1輯(『朝鮮農村社会の研究』〈鈴木榮太郎著作集第5巻〉未来社, 11-38頁)。
- 鈴木榮太郎, [1943b] 1973「朝鮮の農村社会集団について」『調査月報』第14巻第9, 11, 12号(『朝鮮農村社会の研究』〈鈴木榮太郎著作集第5巻〉未来社, 39-88頁)。
- 鈴木榮太郎, [1943c] 1973「朝鮮農村社会瞥見記」『民族学研究』第1巻第1号(『朝鮮農村社会の研究』〈鈴木榮太郎著作集第5巻〉未来社, 107-135頁)。
- 鈴木榮太郎, [1943d] 1973「黄海道瑞興郡月灘里部落(草稿)」(『朝鮮農村社会の研究』〈鈴木榮太郎著作集第5巻〉未来社, 445-455頁)。
- 鈴木榮太郎, [1943e] 1973「朝鮮北部および西部の共同作業(草稿)」(『朝鮮農村社会の研究』〈鈴木榮太郎著作集第5巻〉未来社, 456-459頁)。
- 鈴木榮太郎, [1944] 1973「湖南農村調査野帳抜書」『朝鮮』第353号(『朝鮮農村社会の研究』〈鈴木榮太郎著作集第5巻〉未来社, 311-327頁)。
- 鈴木榮太郎, 1963「朝鮮の契とプマシ」『民族学研究』第27巻第3号22-28頁(552-558頁)。
- 宋希環, 1420『老松堂日本行録』。村井章介校注, 1987『老松堂日本行録—朝鮮使節の見た中世日本—』岩波書店(文庫)。
- 田川雅夫, 1988『対馬の四季—対馬の風土と暮らし—』農山漁村文化協会。
- 山辺健太郎, 1971『日本統治下の朝鮮』岩波書店(新書)。
- <朝鮮総督府関係資料>
- 1912, 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報』(明治43年度版)。

- 1913, 小田幹治郎「朝鮮の冠婚葬祭」, 『月報』第3巻第9号, 21-26頁。
1913, 朝鮮総督府「水利に関する旧慣」『月報』第3巻第9号, 27-38頁。
1915, 小原新三「朝鮮の面洞里名に関する調査」『月報』第5巻第2号, 3-6頁。
1915, 片山恒夫「朝鮮人と基督教」『月報』第5巻第2号, 55-65頁。
1922, 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報』(大正7, 8, 9年度版)。
1926, 善生永助『朝鮮の契』(調査資料第17輯)朝鮮総督府。
1933, 善生永助『朝鮮の聚落(前篇)』(生活状態調査〈其五〉〈調査資料第38輯)朝鮮総督府)。
1934, 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報』(昭和6, 7年度版)。
1935, 朝鮮総督府『朝鮮総督府施政年報』(昭和8年度版)。

参考文献—中国

- 趙樹里, 1943「小二黒の結婚」加藤三由紀訳(1992, 藤井省三編『笑いの共和国』)白水社。
福武直, [1946] 1976「中国農村社会の構造」『福武直著作集第9巻』東京大学出版会。
旗田巍, 1973『中国村落と共同体理論』岩波書店。
石田浩, 1994「中国農村社会の基底構造—中国社会主義と伝統社会」『講座現代アジア2近代化と構造変動』(中兼和津次編)東京大学出版会, 113-140頁。
鄭義, 1985『古井戸』(藤井省三訳, 1990年, JICC出版局)。
何耀華, 2002「石林彝族自治権の経済発展史」『中国農村経済と社会の変動』(中兼和津次編著)御茶の水書房, 37-50頁。
北山康夫, 1954「中國に於ける農業集團化の運動—互助組と合作社—」『東洋史研究』13(1-2): 107-118頁。
村松祐次, 1949『中国経済の社会態制』東洋経済新報社。
中兼和津次, 1999『中国経済発展論』有斐閣。
中兼和津次, 1992「人民公社とコミュニティ」『中国(経済)』(中兼和津次・石原享一編)〈地域研究シリーズ③〉アジア経済研究所, 180-191頁。
波平勇夫, 2006「福建省の民間金融—標会を中心に—」『南東文化』第28号, 123-131頁。
王文亮, 揭継斌, 羅衛国, 2003「中国農村部の五保戸扶養制度に関する考察」*The Journal of Kyushu University of Nursing and Social Welfare*, Vol.5, No.1, 93-105。
清水盛光, 1939『支那社会の研究』岩波書店。
鈴木栄太郎, [1957] 1977『都市社会学原理』(鈴木栄太郎著作集VI)未来社。
Smith, Arthur Henderson. 1899. *Village Life in China: A Study in Sociology*. New York, Chicago: F. H. Revell company.
中国農村慣行調査会, [1940-44] 1952-58『中国農村慣行調査』(全6巻)岩波書店。
熊遠報(Xiong Yuan Bao), 2003「村落社会における『銭会』—清民国期の徽州地域を中心として—」『明代史研究会創立三十五周年記念論集』汲古書院, 395-418頁。
<南満州鉄道『調査時報』>
1923, 花房正治訳「東支鐵道付屬地に於ける過去十五年間の都市及村落自治制」, 第3巻第7号, 22-33頁。

<南満州鉄道『満鉄調査月報』>

- 1933, 「大泉眼部落調査報告」第13巻第11号：第12号, 13-76頁：1-80頁。
- 1935, 水野薫「山東の一農村（張耀屯）に於ける社会経済事情（上）（下）」第15巻第7号：第8号, 1-64頁：31-84頁。
- 1935, 土肥武雄「熱河省凌源懸十五里堡に於ける土地慣行（一）（二）」, 第15巻第9号：第10号, 1-40頁：1-24頁。
- 1936, 福島三好「満州国土地制度の現状と土地政策（一）」第16巻第8号, 129-206頁。
- 1937, 和田喜一郎・横地譽富「錦州省錦懸に於ける農村行政組織と其の運営現態」第17巻第3号, 1-48頁。
- 1937, 野間清・山本純愚「海城懸に於ける農村行政組織と其の運営現態（一）（二）」第17巻第3号：第4号, 49-107頁：77-142頁。
- 1937, 善生永助「濱江省阿城懸の保甲行政組織と其の運営状態（一）（完）」第17巻第11号：第12号, 49-95頁：93-146頁。
- 1939, 鈴木小兵衛「満州農村に於ける血縁関係」, 第19巻第6号, 1-22頁。
- 1940, 山本義三「北満一農村に於ける家族関係—北安省綏化懸彦鄰村于坦店屯—」第20巻第6号, 1-46頁。
- 1940, 廣田豪佐「北満農村に於ける家族共同體の形成と解體（上）」, 第20巻第10号, 63-80頁。
- 1941, 濱岡福松編訳「支那民事慣習問題答案（一）（二）（三）（四）（五）—支那民事慣行調査資料—」第21巻第5号, 第6号, 第7号, 第8号, 第9号, 138-180頁, 179-209頁, 167-206頁, 192-212頁, 199-221頁。
- 1941, 山本義三「舊満州に於ける郷村統治の形態」第21巻第11号, 1-56頁。
- 1942, 森次勲, 「支那農業社会の一考察」第22巻第11号, 97-128頁。
- 1943, 第二満州調査室第一班「農村駐在調査報告（一）—吉林省懷德懸響水村榆樹林屯魏家窪子」, 第23巻第11号, 129-153頁。

参考文献—台湾

- 陳玉雄, 2004「中国東南沿海部における『合会』の実態とその金融機能—浙江省温州市と福建省福清市の『標会』の事例比較を中心に—」『中国経営管理研究』第4号, 23-47頁。
- 伊能嘉矩, 1928『台湾文化史』（上巻・中巻・下巻）刀江書院。
- 森丑之助, 1917『臺灣蕃族志』（第一巻）臨時臺灣舊慣調査會。
- 日本順益台湾原住民研究会編, 2002『台湾原住民研究概覽』風響社。
- 矢内原忠雄, [1929] 1988『帝國主義化の台湾』岩波書店。
- 安田敏朗, 2011『かれらの日本語—台湾「残留」日本語論』人文書院。
- <臨時台湾旧慣調査会, 台湾総督府蕃族調査会>
- 1903-7, 臨時台湾旧慣調査会編『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第一回報告書』（第一回上巻）（1903）, 〈第一回下巻〉（1903）, 第二回第一巻（1906）, 第二回第二巻上巻（1907）, 第二回第二巻下巻（1907）, 臨時台湾旧慣調査会。
- 1910, 臨時台湾旧慣調査会編『臨時台湾旧慣調査会第一部調査第三回報告書（台湾私法第三巻付録参考書）（上巻）』, 臨時台湾旧慣調査会。

- 1913-14, 臨時台湾旧慣調査会編『臨時台湾旧慣調査会第一部蕃族調査報告書』〈第一卷〉(1913) 阿眉族・卑南族〈第二卷〉(1914) 阿眉族, 臨時台湾旧慣調査会。
- 1918, 臨時台湾旧慣調査会編『蕃族慣習調査報告書』(第二卷, 第三卷, 第四卷) 臨時台湾旧慣調査会。
- 1920-29, 臨時台湾旧慣調査会編『蕃族慣習調査報告書』(第五卷の一, 三, 四, 五) 台湾総督府蕃族調査会。
- 1994, 劉枝萬『台湾の道教と民間信仰』風響社。
- 1917-21, 台湾総督府蕃族調査会編『台湾総督府蕃族調査会蕃族調査報告書』(『臨時台湾旧慣調査会第一部蕃族調査報告書』の改題), 〈第一卷〉(1917) 紗績族〈第二卷〉(1918) 太ㄊ族前篇〈第三卷〉(1920) 太ㄊ族後篇〈第四卷〉(1921) 排灣族・獅設族, 台湾総督府蕃族調査会。